

第四期三重県ひとり親家庭等自立促進計画  
(中間案)

令和元年12月

三重県

## 目 次

I 計画策定の基本的な考え方	
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	1
II 現状と課題	
1 三重県のひとり親家庭の状況	2
2 第三期三重県ひとり親家庭等自立促進計画支援施策の取組状況	3
3 三重県子どもの生活実態調査の実施	6
4 課題	7
(1) 親への就業支援に関する課題	7
(2) 子育てと生活のための支援に関する課題	9
(3) 子どもへの学習支援に関する課題	10
(4) 経済的な安定のための支援に関する課題	11
(5) 相談機能の充実と各種支援制度の周知に関する課題	12
(6) 父子家庭に対する支援の充実に関する課題	13
III 基本理念と具体的な取組	15
1 基本理念	15
2 具体的な取組	15
(1) 親への就業支援	15
(2) 子育てと生活のための支援	17
(3) 子どもへの学習支援	19
(4) 経済的な安定のための支援	19
(5) 相談機能の充実と各種支援制度の周知	20
(6) 父子家庭に対する支援の充実	21
IV 計画の評価及び見直し	22

# I 計画策定の基本的な考え方

## 1 計画策定の趣旨

ひとり親家庭等は、安定的な雇用と収入の確保、子育てと仕事の両立などの様々な課題を抱えており、総合的な支援が必要です。

ひとり親家庭等自立促進計画は、地域の実情に応じて、ひとり親家庭等への子育て・生活支援、就労支援、養育費確保、経済的支援等の施策が総合的に推進されるよう、平成14年の母子及び寡婦福祉法の改正によって設けられた制度です。

この改正を受け、国では「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」が策定され、都道府県等が計画を策定する際の指針とされました。

本県では、平成17年度から「三重県ひとり親家庭等自立促進計画」を策定し、これまで3期15年にわたり、ひとり親家庭等の支援に取り組んでいます。

令和元年度に、現在の計画である「第三期三重県ひとり親家庭等自立促進計画」が最終年度を迎えることから、「第四期三重県ひとり親家庭等自立促進計画」を策定します。

策定にあたっては、大人ひとりで子どもを育てる世帯の貧困率が50.8%（平成28年度国民生活基礎調査）とひとり親家庭をとりまく現状が依然として厳しいことや、「子どもの貧困対策推進に関する法律」の改正をふまえる必要があります。

※「ひとり親家庭」とは、母子家庭及び父子家庭をいい、「ひとり親家庭等」とは、ひとり親家庭と寡婦をいいます。

## 2 計画の位置づけ

この計画は、母子及び父子並びに寡婦福祉法第11条に規定する母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針に即した同法第12条に定める計画です。

## 3 計画の期間

この計画は、令和2年度から令和6年度の5年間を計画期間とします。

なお、計画期間内であっても、法改正や国の基本的な方針の見直し等、新たに計画に盛り込むべき事項が生じた場合は、必要に応じて計画を見直します。

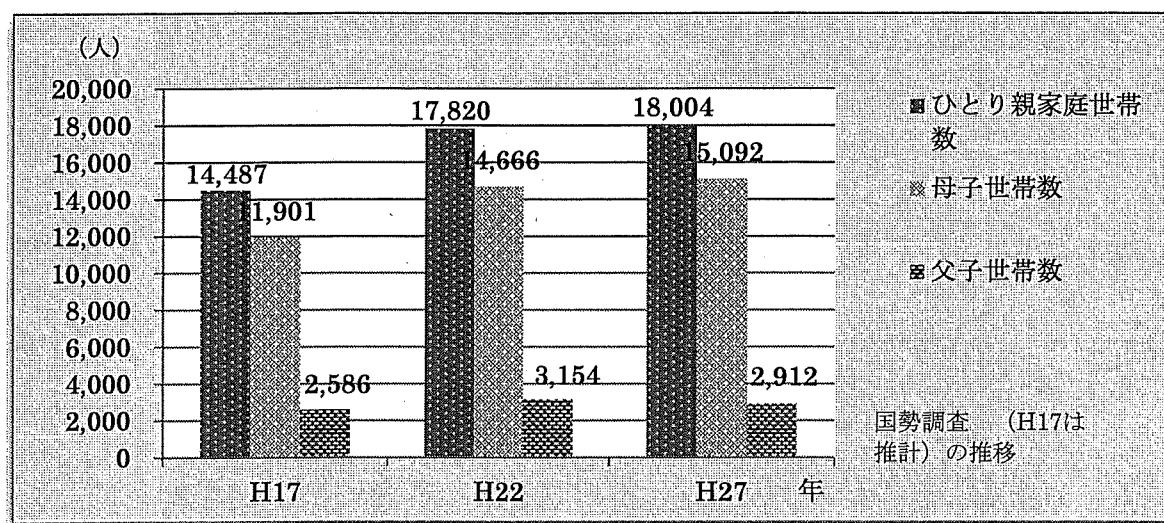
## II 現状と課題

### 1 三重県のひとり親家庭の状況

#### (1) ひとり親家庭の世帯数

本県のひとり親家庭（他の世帯員含む）世帯数は、平成 27 年には 18,004 世帯となっています。平成 17 年から平成 27 年の間で、母子世帯は 26.8%、父子世帯は 12.6% の増加となっています。

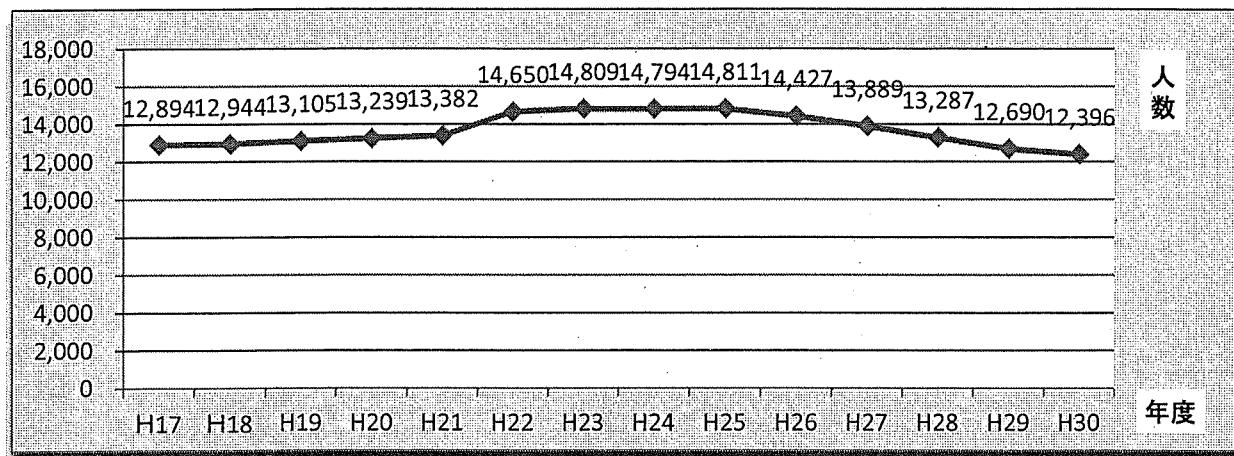
三重県ひとり親家庭（他の世帯員含む）世帯数



#### (2) 児童扶養手当受給者数

児童扶養手当受給者は、平成 22 年 8 月から支給対象が父子家庭にも拡大されたこともあり、一旦増加しましたが、その後減少傾向にあります。

三重県児童扶養手当受給者数



## 2 第三期三重県ひとり親家庭等自立促進計画支援施策の取組状況

「第三期三重県ひとり親家庭等自立促進計画（平成 27 年度～令和元年度）」（以下「第三期計画」という。）では、ひとり親家庭等の自立を促進するため、「親への就業支援」、「子育てと生活のための支援」、「子どもへの学習支援」、「経済的な安定のための支援」、「相談機能の充実と各種支援制度の周知」、「父子家庭に対する支援の充実」の 6 つの施策を掲げて施策を推進してきました。

計画期間中の主な取組状況とその実績は、次のとおりです。

### （1）親への就業支援

#### ① 能力開発への支援

厳しい経済状況の中、安定的な職業を得るため、自己の能力開発を行う父母に対して、高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付金を支給しています。高等職業訓練促進給付金については、給付金の支給期間の拡大や給付額の増額がなされたことを背景に増加傾向にあり、資格を取得した修了者のうち常勤雇用となった者の割合も増加しています。

高等職業訓練促進給付金受給者（資格取得者に限る）のうち常勤雇用となった者の割合

区分 年度	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
資格取得した修了者数	28	24	31	39
常勤雇用となった人数	24	20	28	36
割合 (%)	85.7	83.3	90.3	92.3

#### ② 就業、就労等に関する相談

県は指定管理事業として三重県母子寡婦福祉連合会に委託し、三重県母子・父子福祉センター（母子家庭等就労・自立支援センター）を設置・運営しています。同センターにおいては、就業、就労等に関する相談や養育費等に関する専門相談に応じています。また、就業に必要なパソコン等の研修を実施する就業支援講習会を開催しています。

就業支援講習会参加者数は、増加しています。

区分 年度	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
就労相談件数	193	93	161	169
生活相談件数	71	187	194	154
専門相談（弁護士相談）件数	16	13	14	9
相談件数合計	280	293	369	332
就業支援講習会参加者数	20	12	90	90

また、同センターでは、職業紹介を実施しています。求職件数、就業者数とともに低い数字となっています。

区分	年度	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
求職件数		31	12	19	13
就業者数		7	8	12	10

## (2) 子育てと生活のための支援

### ① ひとり親家庭等日常生活支援事業

市町では、ひとり親家庭等に対して家庭生活支援員を派遣し、一時的な生活援助、保育サービスなどの援助を行う日常生活支援事業を実施しています。

実施市町数は、増加しています。

区分	年度	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
実施市町数		5	6	8	9

### ② ひとり親家庭情報交換会

母子・父子関係団体による、孤立しがちなひとり親家庭同士が悩みの相談や情報交換を行い、交流を深めるひとり親家庭情報交換会の開催を支援しています。県内 5 地域で開催し、いずれも寡婦がサポートしました。

区分	年度	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
参加者数		129	210	166	170
実施箇所数		5	5	5	5

## (3) 子どもへの学習支援

ひとり親家庭の子どもたちへの学習支援について、実施する市町を支援しました。生活困窮者自立支援法に基づく学習支援事業等と調整を行いながら、実施の拡大を図りました。

区分	年度	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
実施市町数		5	5	6	7

## (4) 経済的な安定のための支援

### ① 児童扶養手当受給者数

市町福祉事務所又は県（市町福祉事務所のない町分）の認定のもと、ひとり親家庭に対して、所得に応じて児童扶養手当を支給しています。

平成 30 年 8 月から全部支給に係る所得制限額が引き上げられました。

さらに、令和元年 1 月から支給回数が年 3 回から年 6 回に拡大されました。

## ② 母子父子寡婦福祉資金貸付金

ひとり親家庭等の経済的自立や子どもの就学等を支援するため、母子父子寡婦福祉資金貸付金制度を実施しています。

貸付件数と総貸付額ともに、減少しています。

区分	年度	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
貸付件数		427	384	390	322
総貸付額（万円）		27,668	24,523	24,538	20,640

## ③ 養育費の確保

養育費の履行確保等を図るため、三重県母子・父子福祉センター（母子家庭等就業・自立支援センター）での弁護士による相談や福祉事務所での相談を行いました。

区分	年度	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
母子家庭で養育費を受給している人の割合（%）		44.8	44.8	44.8	60.0

※ 母子家庭で養育費の取り決めを行った方のうち、現に養育費を受給している方の割合。平成 30 年度の数値は、令和元年三重県子どもの生活実態調査の結果による直近値。

## （5）相談機能の充実と各種支援制度の周知

県及び市町の福祉事務所では、母子・父子自立支援員等が各種相談に応じています。相談件数は、年間 8 千件程度で横ばいとなっています。

### 福祉事務所における相談件数

区分	年度	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
生活一般 (資格取得・職業訓練等)		2,778	2,844	2,571	2,336
児童（養育、教育等）		895	785	878	640
経済的支援（貸付金、手当等）		4,555	4,494	4,289	5,076
その他		68	33	38	24
計		8,296	8,156	7,776	8,076

#### (6) 父子家庭に対する支援の充実

三重県母子・父子福祉センター（母子家庭等就業・自立支援センター）や福祉事務所において父子家庭からの相談窓口を設置し、父子家庭に対する支援施策の情報提供に努めました。父子世帯は全体の2～3%と大変少ない状況です。

福祉事務所における相談件数（父子家庭）

年度区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
生活一般 (資格取得・職業訓練等)	96	34	61	44
児童（養育、教育等）	122	24	23	38
経済的支援（貸付金、手当等）	91	110	132	159
その他	0	0	0	0
計	309	168	216	241

### 3 三重県子どもの生活実態調査の実施

次期計画の策定にあたり、県内のひとり親家庭等の現状を把握するため、次のとおり実態調査を実施しました。

令和元年8月に以下の対象者の方々に市町や関係団体を通じて調査票を配布しました。

- ・児童扶養手当の受給者とその子ども
- ・ひとり親学習支援事業等を利用する子どもとその保護者
- ・子ども食堂を利用する子どもとその保護者
- ・父子家庭（三重県母子寡婦福祉連合会会員）の保護者とその子ども

区分	配布数	回答数	回答率
保護者	3,016	768	25.5%
子ども	1,146	280	24.4%
計	4,162	1,048	25.2%

調査結果について、就労等状況、養育費等の取り決め状況等、子どもについての悩み、相談、子どもの最終進学目標、充実が望まれる施策について本県の状況を分析し、ひとり親家庭で過ごす子どもからも聞き取り調査を行いました。

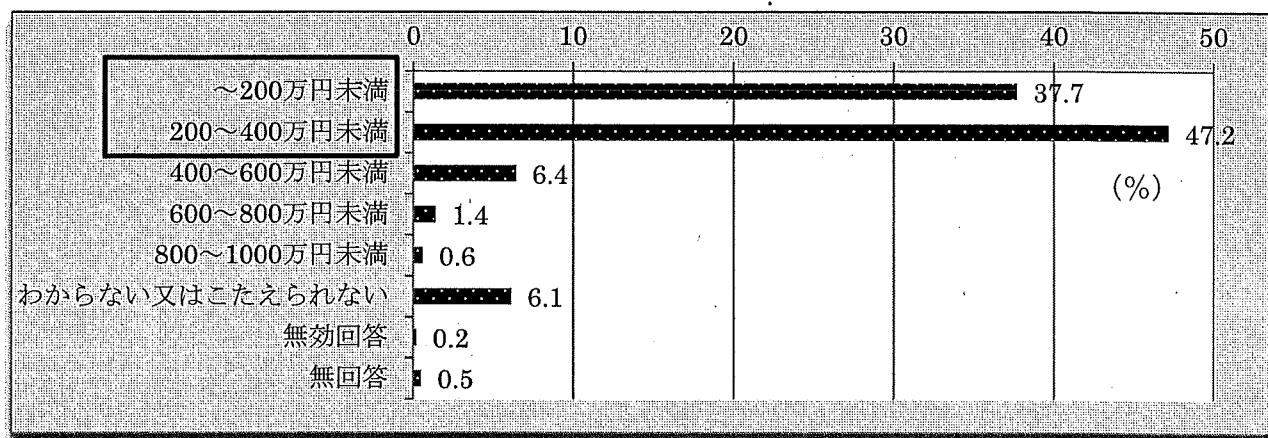
#### 4 課題

次期計画の策定に向け、第三期計画の支援施策の取組状況や令和元年8月に実施した「三重県子どもの生活実態調査」結果等からわかった課題は、次のとおりです。

##### (1) 親への就業支援に関する課題

ひとり親家庭等の就業を取り巻く状況は引き続き厳しい状況にあり、ひとり親となったことを理由に転職をした割合が約4割と高い中で、就労収入は400万円未満が約8割と依然として少ない状況です。

###### ひとり親家庭の世帯収入の状況

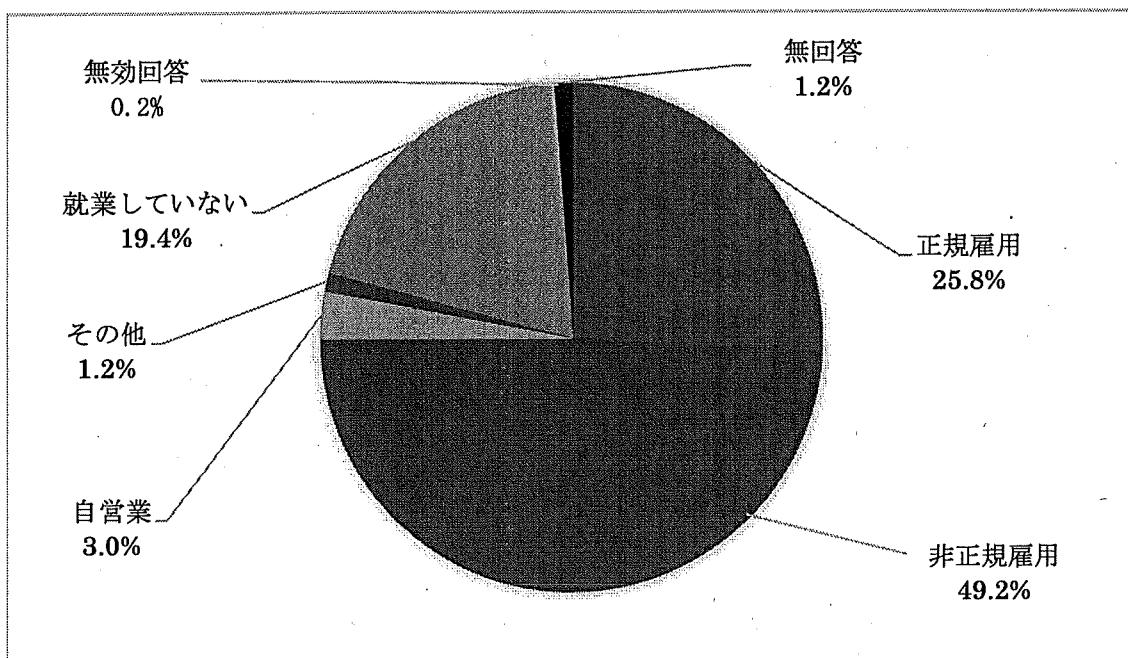


また、母子・父子福祉センター（母子家庭等就業・自立支援センター）の相談件数は増加傾向にありますが、職業紹介での求人件数、求職件数はともに低い数字となっています。

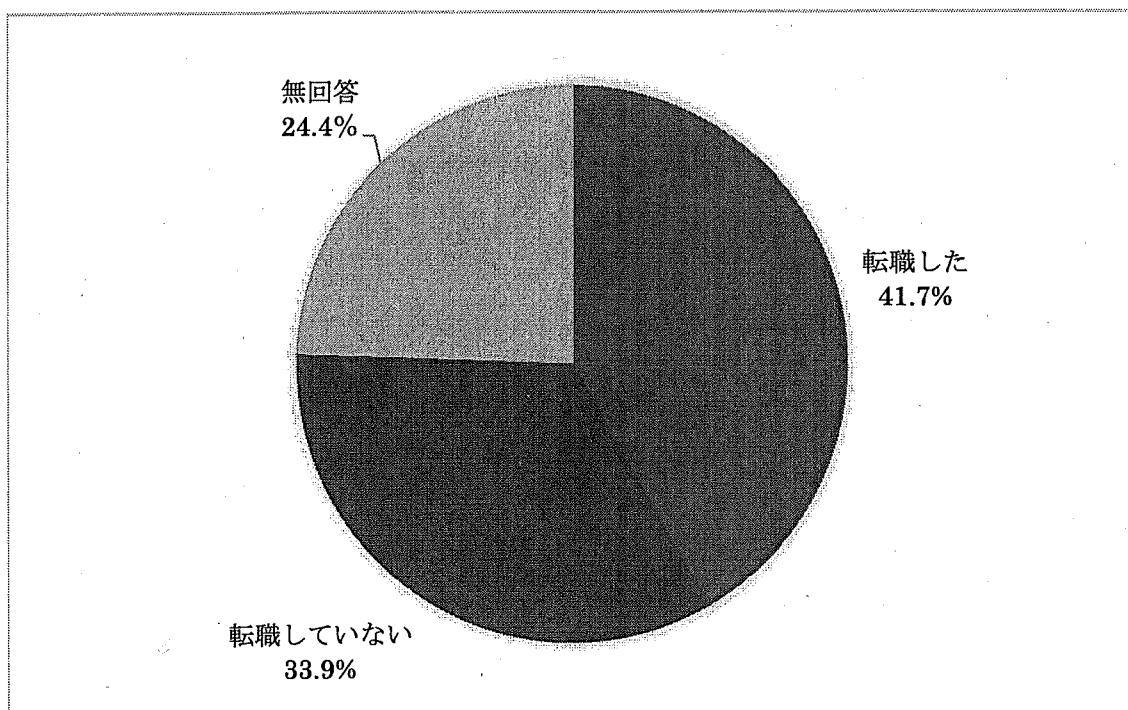
このため、母子・父子福祉センターでの就労支援を強化するとともに、ハローワーク等の関係機関と連携を図り、また、雇用者側へひとり親家庭の状況について理解の促進を図っていくことが必要です。

さらに、安定した就業のための能力開発の支援を行ってきましたが、高等職業訓練については、平成25年度の制度改正によって利用者が減少しました。その後、支給期間の拡大や最終修業年次における給付金の増額措置がなされました。より一層の制度拡充に向けた国への働きかけが必要です。

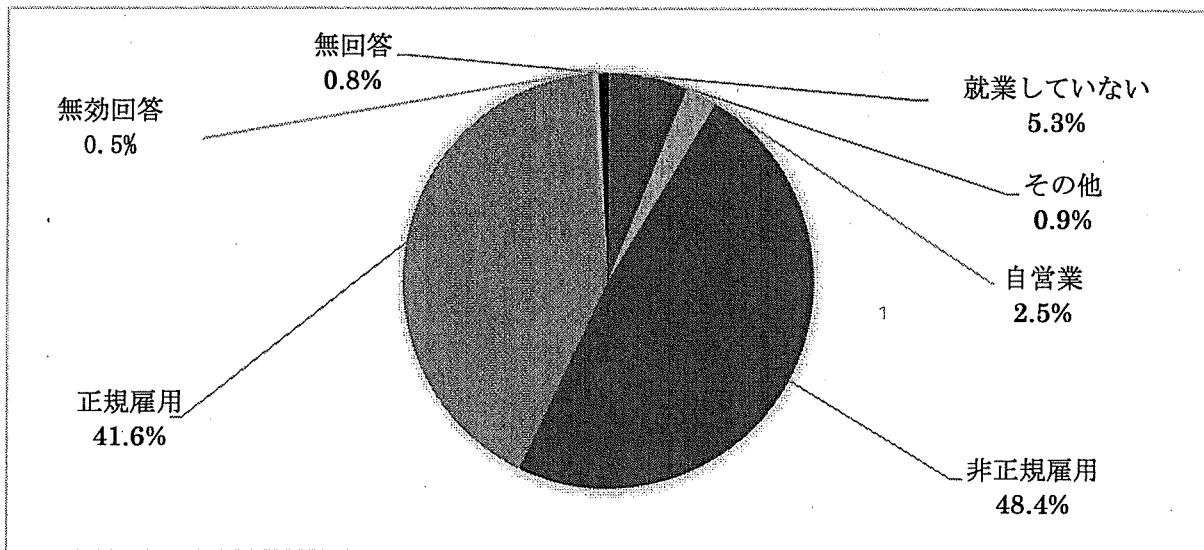
ひとり親になる前の雇用形態



ひとり親家庭になったことを契機として転職した割合



### ひとり親家庭になった後の雇用形態



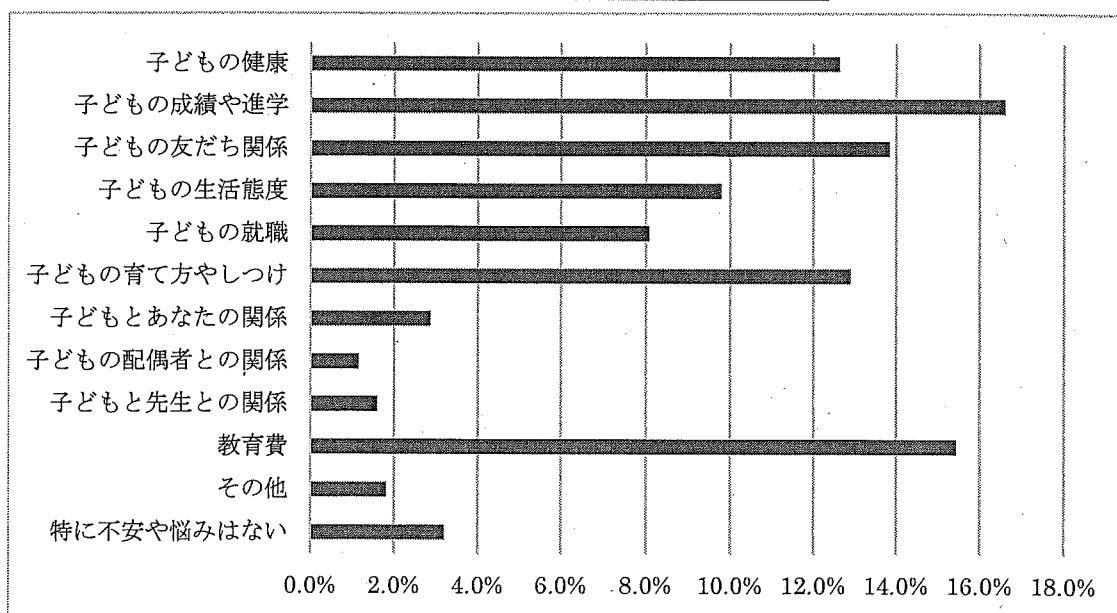
### (2) 子育てと生活のための支援に関する課題

ひとり親家庭の親は、子育てと仕事をひとりで担っており、保育サービスや子どもの居場所づくり等が必要となっています。

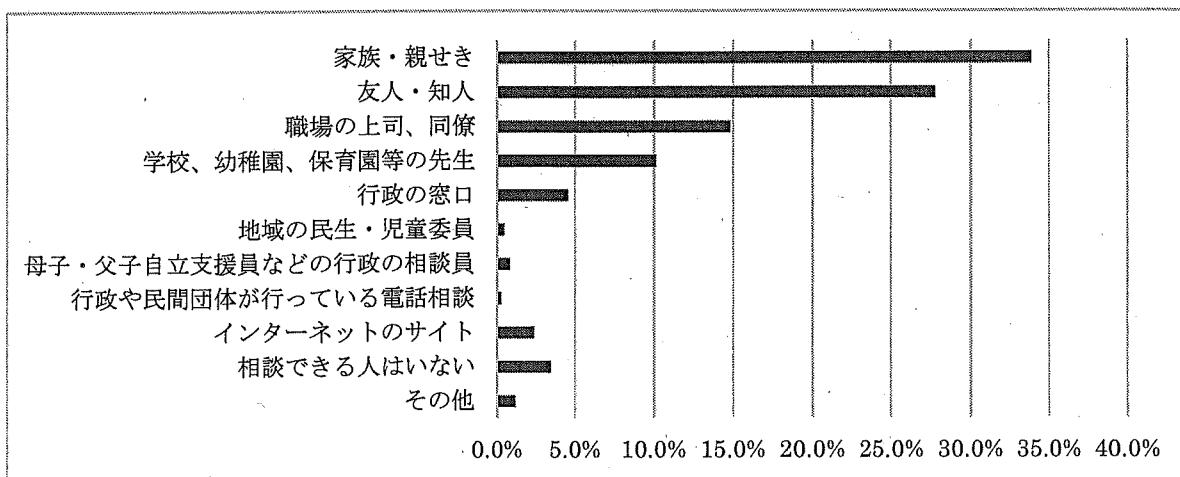
また、子どもの病気等で一時的に支援が必要となるような場合、家庭生活支援員を派遣する日常生活支援事業のような取組が必要です。

さらに、多くの悩みを抱えているひとり親家庭も多く、ひとり親家庭情報交換会等による交流も必要です。同情報交換会では、最近は父子家庭の参加もあり、父子家庭同士の交流も深まっています。

### ひとり親家庭の親の子どもについての不安や悩み（複数回答）



### ひとり親家庭の親の子育てや生活で困った時に相談できる人・機関（複数回答）



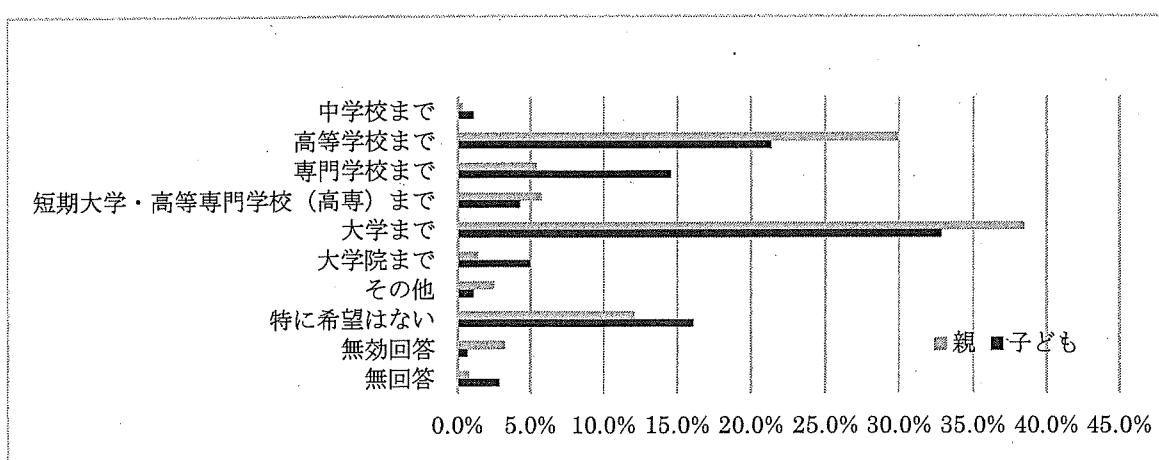
### (3) 子どもへの学習支援に関する課題

子どもについての悩みは、「教育・進学」が多く、子どもの最終学歴も「大学」を希望するひとり親家庭が多い一方、経済的な理由等により、進学することが叶わない場合もあり、一層の支援が求められます。

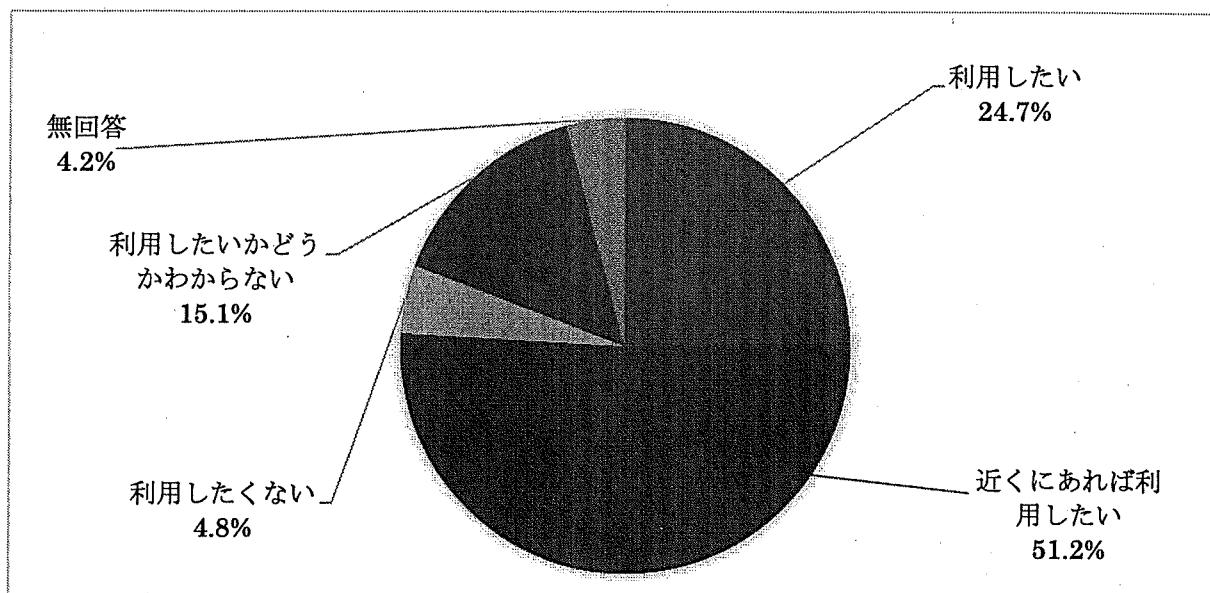
県ではひとり親家庭の学習支援を実施する市町を支援するとともに、ひとり親家庭および生活困窮者自立支援法に基づく学習支援事業等を受けられる市町が28となり、実施の拡大が図られました。

また、国において高等教育の無償化が令和2年4月から実施されることやひとり親家庭の親や支援が必要な子どもが望む大学等高等教育機関の最終進学目標の割合が「全国学力・学習状況調査」の結果と比べて20%程度低い傾向がみられることから、ひとり親家庭の子どもが将来の可能性を引き出せるよう、学習支援の仕組みづくりが必要です。

### ひとり親家庭の親及び支援が必要な子どもが望む最終進学目標



### ひとり親家庭の親の無料の学習教室の利用希望



### (4) 経済的な安定のための支援に関する課題

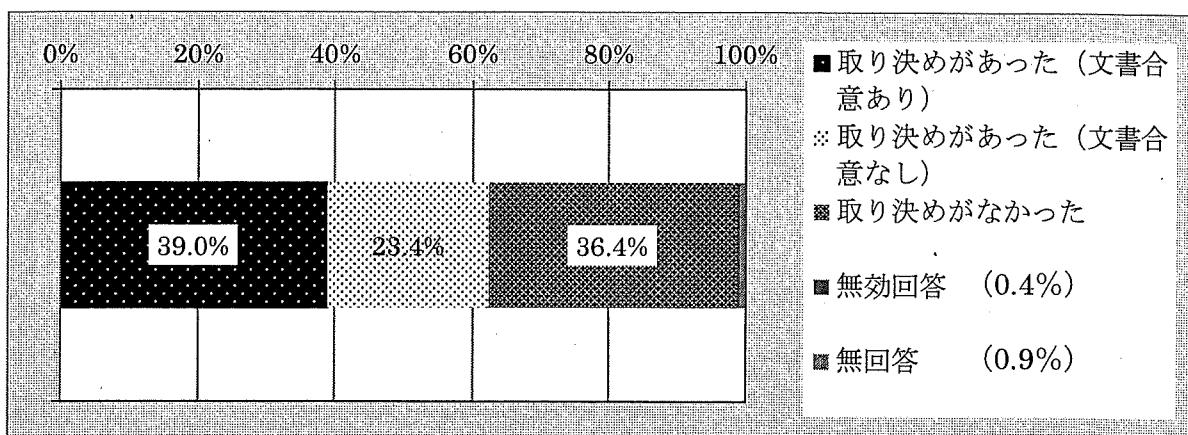
ひとり親家庭の世帯収入は、400万円未満が全体の8割を占め、ひとり親家庭の世帯収入は依然として少なく、経済的に厳しい状況です。

このため、引き続き児童扶養手当、母子父子寡婦福祉資金貸付金、医療費の助成など、家計に対する直接的な支援が必要です。

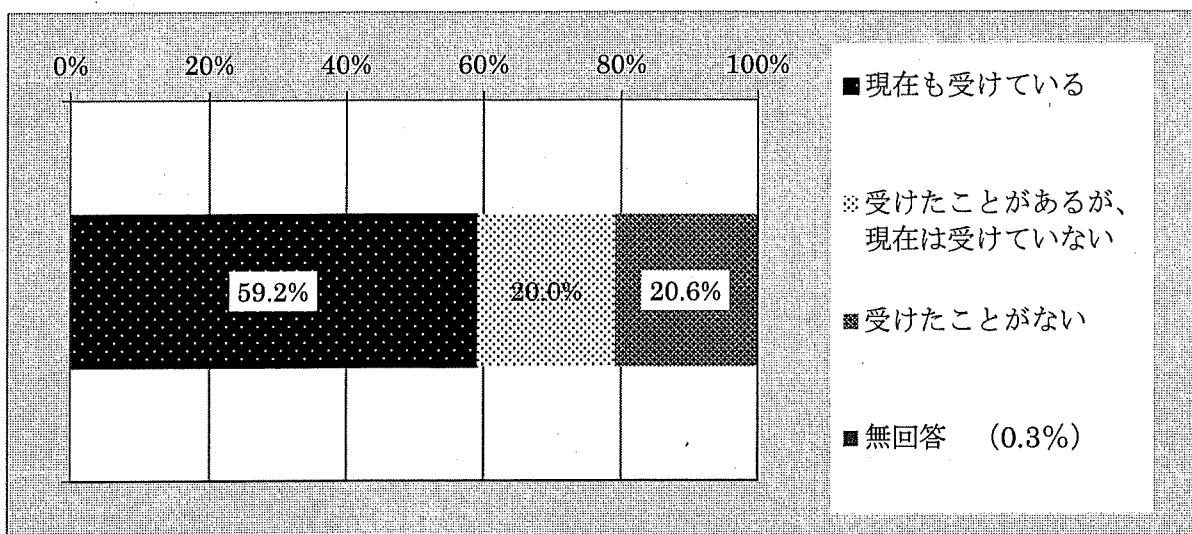
また、ひとりで仕事と子育てを両立させているひとり親家庭の父又は母にとって、保育所や放課後児童クラブ優先利用や病児保育などの支援が必要となっています。

一方、養育費の取り決めは、全国調査結果に比べ、比較的多く取り決められていますが、実際に養育費を受給する割合は低い状況にあり、養育費を取り決め、確実な取得につなげる必要があります。

### 養育費の取り決め率



## 養育費の受給状況

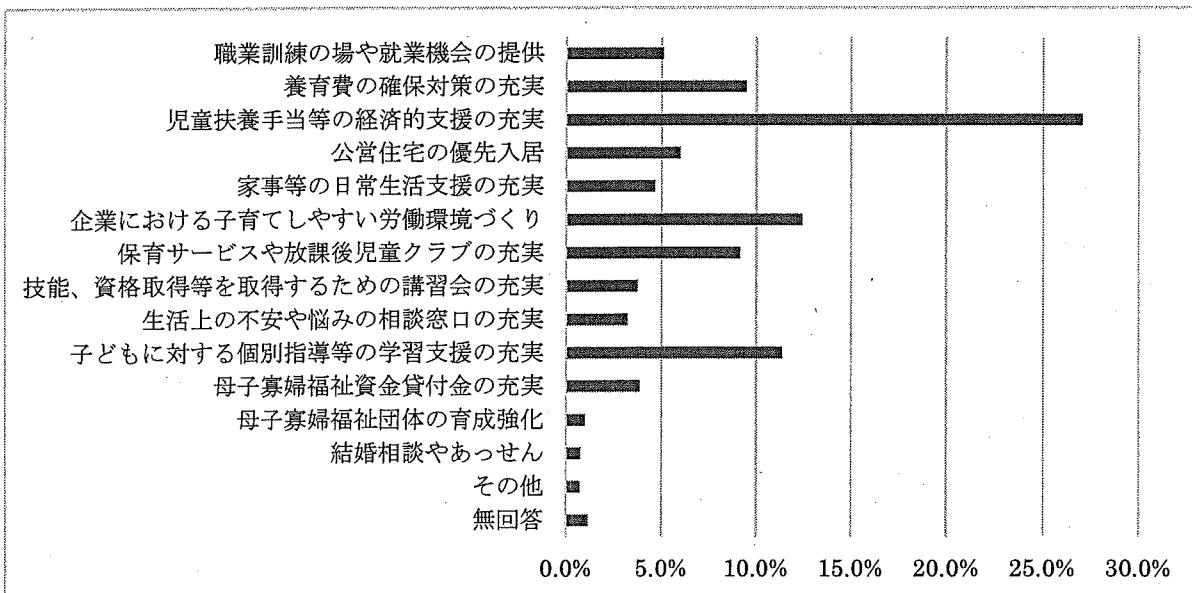


## (5) 相談機能の充実と各種支援制度の周知に関する課題

ひとり親家庭の抱える課題は、子どもの教育、しつけや父母の雇用、生活支援等多岐にわたります。このため、福祉事務所や母子・父子福祉センターなどの相談機能が充実するよう、相談員への研修機会の増加、研修内容の充実を図っていく必要があります。

また、民生委員や児童委員、NPO団体等の関係団体との連携も必要です。

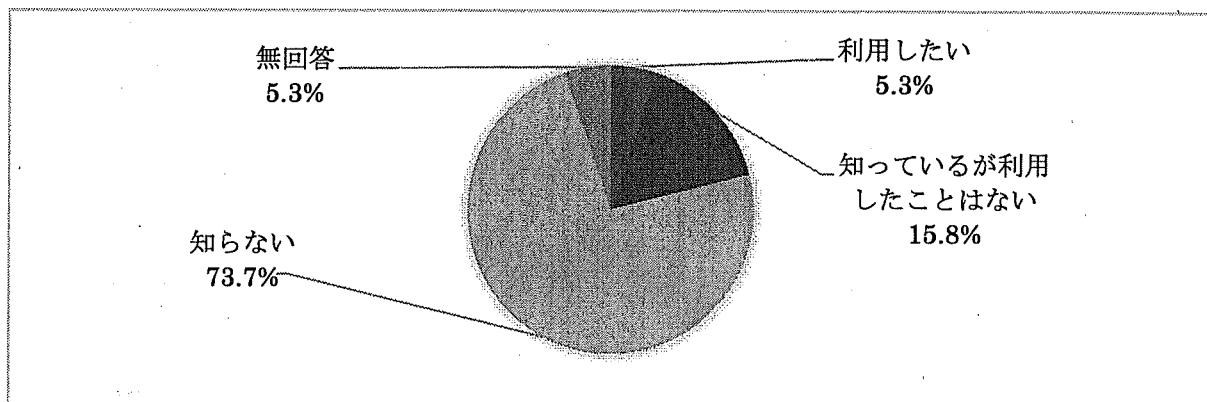
### ひとり親家庭における今後充実が望まれる施策（複数回答）



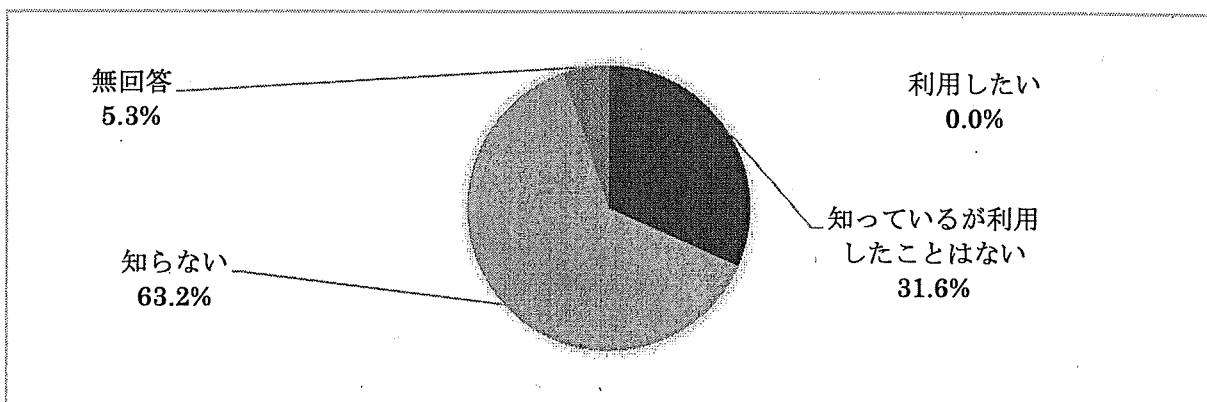
## (6) 父子家庭に対する支援の充実に関する課題

父子家庭に認知されていない実態があることから、父子家庭をはじめ、ひとり親家庭全般に対して、各種支援制度の周知及び充実を図っていくことなどが必要です。

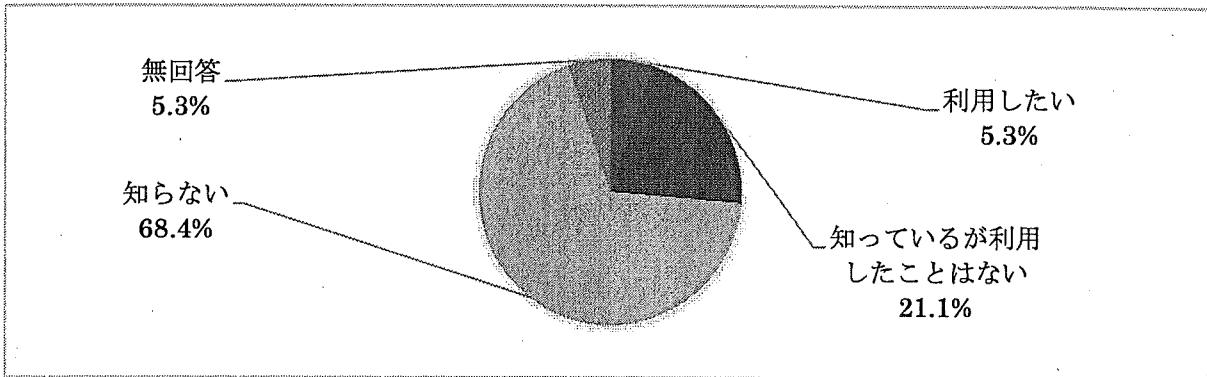
父子家庭における地域で行う無料の学習教室の認知度



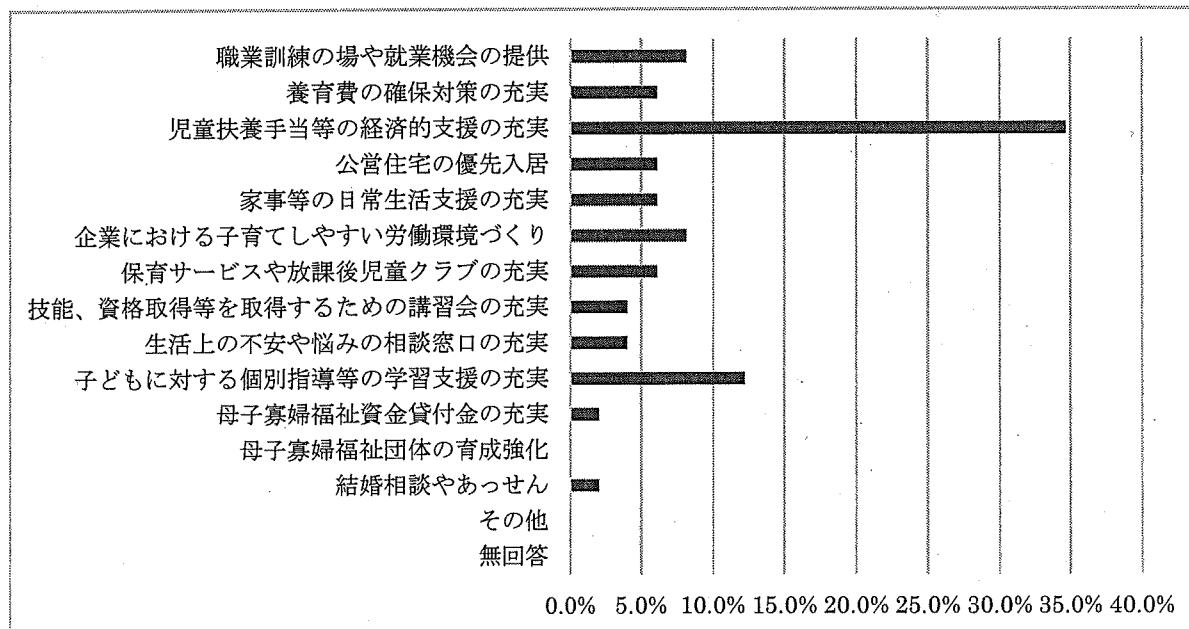
父子家庭における母子父子寡婦福祉資金貸付金の認知度



父子家庭における母子・父子福祉センターの認知度



父子家庭における今後充実が望まれる施策（複数回答）



### III 基本理念と具体的な取組

#### 1 基本理念

子育てと仕事をひとりで担っているひとり親家庭等の現状と課題をふまえ、次とおり基本理念を定めます。

『すべてのひとり親家庭等が、自らの力を発揮し、安心して子育てや生活ができるとともに、ひとり親家庭の子どもたちが夢と希望をもって成長できる三重をめざします。』

#### 2 具体的な取組

第三期計画においては、「親への就業支援」、「子育てと生活のための支援」、「子どもへの学習支援」、「経済的な安定のための支援」、「相談機能の充実と各種支援制度の周知」及び「父子家庭に対する支援の充実」の6つの支援施策を掲げて取組を推進してきましたが、令和元年8月に実施した三重県子どもの生活実態調査の結果によると、世帯収入400万円未満の方が約8割となっている等、依然として厳しい状況が続いています。

また、子育てに関する悩みは、「教育・進学」が一番多く、子どもの進学が叶わないこともあります。さらに、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の改正も踏まえつつ、子どもに対する学習支援等の取組の強化を図る必要があります。

一方、母子及び寡婦福祉法の一部改正によって、父子家庭への支援の拡大が図られましたが、父子家庭からの相談件数が依然として少ない実態があることから、きめ細かな対応が望まれています。

こうしたことから、「第三期三重県ひとり親家庭等自立促進計画」に引き続き、これら6つの取組の柱のさらなる充実に向け、そのすべてに数値目標を設定し、進行管理を行いながら、基本理念の実現に向け、取組の充実を行っていきます。

##### (1) 親への就業支援

ひとり親への就業を支援するため、就業相談や職業紹介などを実施するとともに、資格や技術取得の支援を行い、ひとり親家庭の自立を促進します。

##### 【具体的な取組】

###### ア 就業相談・職業紹介

(母子・父子福祉センターによる雇用促進)

- ・ 県が設置する三重県母子・父子福祉センター（母子家庭等就業・自立支援センター）において、ハローワークや各福祉事務所の母子・父子自立支援員等と連携して、就業相談に応じるとともに、求職者の登録、求人企業の登録等職業紹介事業により、就業を支援します。

また、同センターでの休日の相談対応が可能となるように努めるとともに、同センターで県の非常勤職員の求人情報の提供を行う等、ひとり親家庭の父母の雇用を推進します。 (子ども・福祉部)

(企業への働きかけ)

- 企業に対して、ひとり親家庭の父母の雇用についての理解を求め、「男女共同参画社会の推進」、「ワーク・ライフ・バランスの推進」、「格差の改善」を図ります。 (子ども・福祉部)

- ひとり親家庭の父母を雇用する事業主が活用できる「特定求職者雇用開発助成金」、「トライアル雇用奨励金」及び「キャリアアップ助成金の加算」の周知を三重県母子・父子福祉センター（母子家庭等就業・自立支援センター）において進めています。 (子ども・福祉部)

(母子福祉団体等受注機会拡大)

- 「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」に基づき、行政からの委託業務等、母子福祉団体等に対する受注機会の拡大を図っていきます。 (子ども・福祉部)

(母子・父子自立支援プログラム策定事業)

- 各福祉事務所における母子・父子自立支援プログラム策定事業について、県福祉事務所で実施するとともに、各市町福祉事務所への働きかけを行います。 (子ども・福祉部)

イ 資格や技術取得の支援

(高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付金の支給)

- 高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付金の支給により、ひとり親家庭の父母の能力開発を行い、就業を支援します。 (子ども・福祉部)

(就業支援講習会)

- 母子・父子福祉センター（母子家庭等就業・自立支援センター）で就業に必要なパソコン等の研修を実施します。 (子ども・福祉部)

(職業訓練に係る支援)

- 就労経験がない又は就労経験の乏しいひとり親家庭の父母を対象に、実際の就職に必要な技能・知識を取得させるための職業訓練を専修学校等に委託して実施します。 (雇用経済部)

- 子育て期の女性の就労を支援するため、津高等技術学校で実施する訓練の一部で、総訓練時間の短縮や訓練開始時間の変更を行うとともに、専修学校等に委託して行う職業訓練において、託児サービス付き職業訓練を実施します。 (雇用経済部)

- 離転職者を対象とした6か月の施設内訓練コースのうち、パソコンCAD科・オフィスビジネス科については、総訓練時間を短縮化し、訓練開始時間を通常より遅くした就労を希望する子育て世代等の就職支援コースを設定します。 (雇用経済部)

#### (女性の就労支援)

- 就労意欲を持つ女性に対し、スキルアップ研修と県内企業における職場実習を組み合わせた一体的な就職支援を実施するなど、一人ひとりのニーズに合わせて再就職を支援します。  
(雇用経済部)

#### (若者の就労支援)

- 国等関係機関と連携する運営する「おしごと広場みえ」において、雇用関係情報の提供、職業相談・紹介、キャリアカウンセリング、就職支援関連セミナーなど、総合的な若年就職支援サービスを提供します。  
(雇用経済部)

#### (就職氷河期世代の就労支援)

- 就職氷河期世代の安定した就労につなげるため、本意ではない非正規雇用や無業の状態にある人を対象に、相談から就職までの切れ目のない支援に取り組みます。  
(雇用経済部)

### ウ 学び直しの支援

#### (高等学校卒業程度認定試験合格支援事業)

- 学び直しを支援することで、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心として就業につなげていくため高等学校卒業程度認定試験合格のための支援を行います。

数値目標	現状値	令和6年度目標値
三重県母子・父子福祉センター（母子家庭等就業・自立支援センター）就業率（※）	76.9%	90%

※ 現状値は、平成30年度の三重県母子・父子福祉センター（母子家庭等就業・自立支援センター）における求職があった件数を就業した実績で除した割合。現状値を1割程度増やして9割とする 것을目標として設定しています。

### （2）子育てと生活のための支援

幼児教育・保育サービスの充実、一時的な預かりや放課後児童クラブの実施などによる子どもの居場所づくりの推進、病気の時などに家事や育児の支援を行う日常生活支援事業の実施、生活の場の提供に関する支援などにより、安心して仕事と子育てが両立できるよう、環境を整備します。

#### 【具体的な取組】

##### (幼児教育・保育サービスの充実)

- 「三重県子ども・子育て支援事業支援計画」に沿って、幼児教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の総合的な推進を図ります。  
(子ども・福祉部)
- 令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が実施され、3～5歳のすべて

の子どもと0～2歳の住民税非課税世帯の子どもについて、幼稚園や保育所等の保育料が無償となりました。引き続き、制度の円滑な推進を図ります。

(子ども・福祉部)

(ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施又はファミリー・サポート・センター事業利用料の減免、助成の実施の拡充)

- ひとり親家庭等の母、父及び寡婦に対して、病気の時などに家庭生活支援員を派遣して家事や育児の支援を行うひとり親家庭等日常生活支援事業について、市町と連携しながら拡充を図ります。また、ファミリー・サポート・センター事業利用料の減免、助成についても、市町と連携しながら拡充を図ります。

(子ども・福祉部)

(子ども食堂)

- 国や民間機関による支援制度の周知・活用等により、NPO団体、社会福祉法人、企業等を支援し、子ども食堂の設置を推進します。

(子ども・福祉部)

(ひとり親家庭情報交換会)

- 孤立しがちなひとり親家庭の方同士が、悩みの相談や情報交換を行い、自立につなげる「ひとり親家庭情報交換会」の実施について、関係団体と連携して取り組みます。

(子ども・福祉部)

(保育所・放課後児童クラブ優先入所、病児保育への対応)

- 子育てと仕事との両立支援を図るため、市町に対して保育所や放課後児童クラブの優先入所を働きかけるとともに、病児保育への取組を支援します。

(子ども・福祉部)

(乳幼児支援)

- 市町の乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業等の実施を支援・促進し、支援の必要なひとり親家庭に対して、養育相談や助言を行う体制を整備します。

(子ども・福祉部)

(公営住宅の優先入居)

- ひとり親家庭のうち住宅困窮度の高い世帯について、県営住宅の入居者募集にあたり優先的な取扱いとすることにより、居住の安定を支援します。

(県土整備部)

(住宅確保のための支援)

- 住宅の確保に特別の配慮を要する子育て世帯等が民間賃貸住宅に円滑に入居できるよう、県及び関係団体で組織する三重県居住支援連絡会として支援活動を行います。

(県土整備部)

(母子生活支援施設)

- 経済的に困窮している家庭や、DV等を受けていることにより子育てが困難となっている家庭を保護する母子生活支援施設との連携を行います。

(子ども・福祉部)

数値目標	現状値	令和6年度目標値
ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施又はファミリー・サポート・センター事業の利用料の減免、助成を実施する市町数	17	29

※ 現状値は、令和元年度における実施市町数。全市町での事業実施を目指して設定しています。

### (3) 子どもへの学習支援

ひとり親家庭の子どもたちは、親との死別や離別によって精神面や経済面で不安定な状況におかれることが多く、また、学習環境にも恵まれないことが多いといわれています。関係機関や地域と連携し、ひとり親家庭等の子どもたちへの学習環境を整えることにより、子どもたちの将来への可能性を引き出し、貧困の世代間連鎖の解消を図り、子どもが夢と希望をもてる社会をめざします。

#### 【具体的な取組】

##### (学習支援)

- ひとり親家庭の子どもへの学習支援を市町等の関係機関と連携して実施していきます。また、生活困窮者自立支援法に基づく学習支援事業等、他の学習支援事業とも調整を行いながら、実施の拡大を図っていきます。(子ども・福祉部)
- 放課後子ども教室において、子どもたちに対する学習や様々な体験・交流活動の機会を提供できるよう、市町に対して支援を行います。(子ども・福祉部)

数値目標	現状値	令和6年度目標値
ひとり親家庭学習支援ボランティア事業を実施する市町数	7	15

※ 現状値は、令和元年度における実施市町数。福祉事務所単位で取り組む生活困窮者学習支援事業等と調整を図りながら、実施する市町数を全市町数の過半数とすることを目標として設定しています。

### (4) 経済的な安定のための支援

手当の支給や生活資金等の貸付等の実施により、経済面からひとり親家庭等の暮らしを支えます。

#### 【具体的な取組】

##### (児童扶養手当の支給)

- 生活と自立支援のため、児童扶養手当の支給を所得に応じて行います。

(子ども・福祉部)

(母子父子寡婦福祉資金の貸付)

- ・母子父子寡婦福祉資金貸付制度により、子どもの就学に必要な資金や生活に必要な資金等の貸付をひとり親家庭の母、父及び寡婦に対して行います。

(子ども・福祉部)

(ひとり親家庭等医療費助成)

- ・令和元年9月から県内すべての市町において、一定の条件の下で未就学児における医療費の窓口無料化が行われました。引き続き、ひとり親家庭等の医療費の自己負担額を助成する市町を支援します。

(医療保健部)

(放課後児童クラブ利用料助成)

- ・ひとり親家庭の放課後児童クラブの利用料を助成する市町を支援します。

(子ども・福祉部)

(養育費の確保)

- ・養育費の履行確保等に対応するため、母子・父子福祉センターでの弁護士相談や福祉事務所での相談を行います。

(子ども・福祉部)

数値目標	現状値	令和6年度目標値
養育費を受給している割合	36.9%	50%

※ 現状値は、令和元年三重県子どもの生活実態調査において、現に養育費を受給している方の割合。現状値を1割程度増やして過半数とすることを目標として設定しています。

## (5) 相談機能の充実と各種支援制度の周知

三重県母子・父子福祉センターや福祉事務所等における相談機能の充実や各種支援施策の情報提供の充実を図り、悩みを抱えるひとり親家庭等に適切な支援が実施される環境を整備します。

### 【具体的な取組】

(母子・父子福祉センターでの相談対応の強化)

- ・三重県母子・父子福祉センター（母子家庭等就業・自立支援センター）において、ハローワークや各福祉事務所の母子・父子自立支援員等と連携して、就業相談や生活相談に応じます。また、同センターにおいて、利用者のニーズに対応するため、休日の窓口を設置します。

(子ども・福祉部)

(福祉事務所での相談対応の強化)

- ・福祉事務所の母子・父子自立支援員が就労、生活などの支援に適切に対応できるよう、研修会を実施し、資質の向上に取り組みます。

また、生活困窮者自立支援法に基づき、設置されている相談窓口と連携を図ります。

(子ども・福祉部)

(情報提供の充実)

- ・三重県母子・父子福祉センター（母子家庭等就業・自立支援センター）のホー

ムページ、携帯電話サイト、市町等の広報誌、SNS等を活用して、情報が必要な方に届くようPRをします。 (子ども・福祉部)

- ・母子・父子福祉センターや福祉事務所での積極的な情報提供を促進し、ひとり親家庭等が必要なサービスを確実に利用できるように取り組みます。

(子ども・福祉部)

#### (関係団体との連携)

- ・民生委員・児童委員やNPO団体等が連携して相談対応できるよう、市町とともに取り組みます。 (子ども・福祉部)
- ・「みえ外国人相談サポートセンター」(愛称MieCo)を設置し、外国人住民等からの生活全般にわたるさまざまな相談に多言語で対応します。

(環境生活部)

数値目標	現状値	令和6年度目標値
三重県母子・父子福祉センター（母子家庭等就業・自立センター）相談件数	332件 ※1	400件
福祉事務所相談件数	8,076件 ※2	10,000件

※1 現状値は、平成30年度のひとり親家庭等からの就労、生活等に関する相談件数。現状値を2割程度増やすことを目標として設定しています。

※2 現状値は、平成30年度のひとり親家庭等からの就労、生活等に関する相談件数。現状値を2割程度増やすことを目標として設定しています。

## (6) 父子家庭に対する支援の充実

父子家庭に対して、相談対応や情報提供を強化するとともに、父子家庭の特性を踏まえた各種支援を行うことにより、父子家庭の子育てや生活の不安解消を図ります。

### 【具体的な取組】

#### (父子家庭に対する相談対応の強化)

- ・父子家庭に対する支援の強化として、父子家庭の抱える課題に適切に対応できるよう、各福祉事務所等の相談機関に対する研修を実施します。 (子ども・福祉部)
- ・三重県母子・父子福祉センター（母子家庭等就業・自立支援センター）において、父子家庭からの相談に休日においても対応できる相談窓口を設置します。 (子ども・福祉部)

#### (父子家庭に対する情報提供の強化)

- ・父子家庭に対する支援施策の情報提供を積極的に行い、ひとり親家庭が必要なサービスを確実に利用できるように取り組みます。 (子ども・福祉部)

(情報交換会への父子家庭の参加)

- 多くの父子家庭が悩みの相談や情報交換を行う「ひとり親家庭情報交換会」に参加できるよう、関係団体と連携して取り組みます。 (子ども・福祉部)

数値目標	現状値	令和6年度目標値
福祉事務所における父子家庭相談件数	241件	500件

※ 現状値は、平成30年度のひとり親家庭等からの就労、生活等に関する相談件数。現状値を2倍程度にすることを目標として設定しています。

#### IV 計画の評価及び見直し

計画を着実に推進し、取組を進めていくため、「計画→実行→評価→改善（P D C A）」のプロセスにより、効果的に取組を推進します。

実績報告等によって数値目標等の進捗状況を把握するとともに、県社会福祉審議会児童福祉専門分科会に諮ります。

また、計画策定後は、5年を目途に計画全体についての評価と必要な見直しを行い、次期計画策定につなげます。

別冊 6

三重県ＤＶ防止及び被害者保護・支援基本計画  
第6次計画  
(中間案)

令和元年12月  
三 重 県

## 目 次

I 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の体系変更	3
4 計画改定のポイント	4
5 計画期間	4
II 本県におけるDVの現状	5
1 相談件数等の推移	5
2 県民の意識	7
3 第5次計画における取組状況	12
III 計画の基本的事項	13
1 計画における基本的な考え方・視点	13
2 計画の構成	14
3 計画の体系	16
IV 計画の内容	19
1 DVが「起こらない」社会	19
2 DV被害に「気づく」ことができる社会	22
3 DV被害者の「安全・安心が確保され相談・保護への支援が受けられる」社会	24
4 DV被害者の「安全・安心が確保され自立への支援が受けられる」社会	29
5 DV被害者の「子どもが守られる」社会	32
6 DVに対して「多様な主体が取り組む」社会	34
V 計画の総合的な推進と進捗の評価	37
DV被害者支援フローチャート	38

## I 計画の策定にあたって

### 1 計画策定の趣旨

人権の擁護と男女共同参画社会の実現を図るために、配偶者からの暴力（DV※1）を防止し、被害者を保護するための施策を講じることが必要であるとして、平成13年4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「DV防止法」という。）が制定され、配偶者暴力相談支援センター※2の設置や保護命令制度の創設により、被害者保護・支援の方策が定められました。

平成16年には、「DV防止法」が改正され、DVの定義の拡大（精神的暴力、性的暴力を追加）、保護命令制度の拡充（子どもへの接近禁止命令等）とともに、被害者の自立支援が都道府県の責務であることが明確にされ、都道府県に基本計画の策定が義務づけられたことにより、三重県では、平成18年3月に「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画」（以下「県基本計画」という。）を策定し、その推進に取り組んできました。

平成20年のDV防止法改正においては、保護命令制度の拡充（対象に生命又は身体に対する脅迫行為を追加、親族等への接近禁止命令の追加等）とともに、市町村における基本計画の策定努力、配偶者暴力相談支援センターの設置努力など住民に身近な市町村の取組の強化が示されました。

さらに、平成25年のDV防止法改正においては、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者についても配偶者からの暴力及びその被害者に準じて法の適用対象とするという改正が行われ、名称も「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」となりました。

県では、こうした法改正の内容も踏まえながら、DV防止等について若年層に対する対策強化などの取組項目の追加や、目標項目の整理を行うなど、県基本計画を見直しながら施策の推進に取り組んできたところです。

こうした中、令和2年4月から施行される、児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等を改正する法律には、DV防止法も含まれており、これまで以上に、DV対策と児童虐待防止対策との連携強化が求められています。

今回、第5次である現計画期間が令和元年度をもって終了することから、DV被害の現状、これまでの取組の成果と課題を整理したうえで、現在の社会情勢等を鑑み、あらためて県基本計画を見直し、より一層DVの防止及び被害者に対する支援の充実を図っていきます。

※1 DV：ドメスティック・バイオレンス（domestic violence）の略

一般的には、配偶者や恋人など親密な関係にある又はあった者からの暴力を指します。

DV防止法では、条文中にDVという表記はありませんが、「配偶者からの暴力」の定義については、「配偶者からの身体に対する暴力又はこれに準じる心身に有害な影響を及ぼす言動（精神的暴力、性的暴力を含む）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、またはその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受けける身体に対する暴力等を含むもの」としており、「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実

上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとしています。

※2 配偶者暴力相談支援センター：被害者の相談、保護、自立のために必要な情報提供、その他の援助を関係機関と連携して行うところです。

## 2 計画の位置づけ

この計画は、DV防止法第2条の3第1項の規定に基づき、三重県のDV施策を着実に実施するため、関係機関と協働して取組を展開することができるよう、その方向性と目標を定めたものです。

また、「みえ県民力ビジョン・第三次行動計画（案）」、「第2次三重県男女共同参画基本計画（改定版）」及び「三重県人権施策基本方針（第二次改定）」に示すめざすべき姿の実現に向けた計画として位置付けています。

### 「みえ県民力ビジョン・第三次行動計画（案）」（関係部分抜粋）

#### 施策212 あらゆる分野における女性活躍とダイバーシティの推進

##### 【県民の皆さんとめざす姿】

あらゆる分野における女性の参画・活躍が拡大するとともに、県民一人ひとりが性別に関わらず、その個性や能力を発揮し、それぞれに多様な生き方が認められる男女共同参画社会づくりが進んでいます。また、性別をはじめ年齢、国籍・文化的背景、障がいの有無、性的指向・性自認など多様性を認め合い、誰もが希望を持って、挑戦し、参画・活躍できるダイバーシティ社会の実現に向け、県民の皆さんの主体的な行動が広がっています。

##### ＜基本事業1 男女共同参画の推進＞

##### 【主な取組内容】

DVや性犯罪・性暴力を防止するための啓発を行うとともに、関係機関と連携し、それらの被害者等に対する相談・保護・自立支援等の取組を進めます。

### 「第2次三重県男女共同参画基本計画（改定版）」（関係部分抜粋）

#### 基本施策III-III 男女共同参画を阻害する暴力等への取組

##### 1. めざす姿

##### 【地域・社会】

- ・配偶者等からの暴力をはじめとするあらゆる暴力を許さないという意識が社会全体に浸透しています。特に、被害の多くを占める女性に対する暴力について、その防止に向けた相談・支援体制が確立されています。
- ・男女間等で暴力を伴わない人間関係を構築する教育が推進され、若年層における交際相手からの暴力のない社会づくりが進められています。

##### 【家庭】

- ・配偶者等や親からの暴力が根絶され、家族が互いにその人格を尊重しあって生活できる環境が実現しています。

## 「三重県人権施策基本方針（第二次改定）」（関係部分抜粋）

### 【めざす姿】

性別に基づくあらゆる暴力を許さないという意識が浸透し、女性に対するあらゆる暴力が根絶されています。また、被害者に対する相談・支援体制が整備され、女性が暴力から守られています。

### 【基本方針】

- DV（ドメスティック・バイオレンス）、ストーカー行為、性犯罪、売買春、人身取引、セクシュアル・ハラスメント等の身体的、性的、心理的な女性に対するあらゆる暴力を根絶するため、相談、保護、自立対策の支援体制を一層充実させるとともに、関係機関との連携体制を整備し、女性の人権を擁護・尊重する幅広い取組を行います。

また、平成31年3月には、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建に対する支援を行うとともに、犯罪被害者等を支える社会の形成を促進することを目的に「三重県犯罪被害者等支援条例」が制定されました。

さらに、令和元年12月には、この条例の規定に基づき、犯罪被害者等支援に関する基本方針及び具体的な施策について定める「三重県犯罪被害者等支援推進計画（仮称）」が策定されます。その中で「DV被害にかかる相談対応」や「DV被害者や被虐待児童等の一時保護」が施策として位置付けられています。

そのため、関連するこれらの計画等と相互に調和を図りながら、県内のDV施策を推進していくこととします。

### 3 計画の体系変更

第5次計画において掲げた体系である「めざすべき社会像」の構成を基本としながら、令和2年4月に施行されるDV防止法において、これまで以上にDV対策と児童虐待防止対策との連携強化が求められていることをふまえ、一部体系を変更し、新たに「DV被害者の『子どもが守られる』社会」を「めざすべき社会像」に加えます。

- 1 DVが「起こらない」社会（未然防止対策）
- 2 DV被害に「気づく」ことができる社会（啓発対策）
- 3 DV被害者の「安全・安心が確保され相談・保護への支援が受けられる」社会（支援体制構築対策）
- 4 DV被害者の「安全・安心が確保され自立への支援が受けられる」社会（支援体制構築対策）
- 5 DV被害者の「子どもが守られる」社会（支援体制構築対策）
- 6 DVに対して「多様な主体が取り組む」社会（多様な主体との協働）

#### 4 計画改定のポイント

県基本計画の改定のポイントは次のとおりです。

- ① 児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等（DV防止法を含む）の改正をふまえたDV対策と児童虐待防止対策の連携強化
- ② 平成31年3月制定の三重県犯罪被害者等支援条例及び令和元年12月策定（予定）の三重県犯罪被害者等支援推進計画（仮称）による犯罪被害者支援及び性暴力被害者支援との連携強化
- ③ 多様な相談に対応するための体制の充実（外国人、若年者、男性、LGBT等当事者）

#### 5 計画期間

この計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

なお、計画期間内であっても、法改正や国の基本の方針の見直し等、新たに計画に盛り込むべき事項が生じた場合は、必要に応じて計画を見直します。

## II 本県におけるDVの現状

### 1 相談件数等の推移

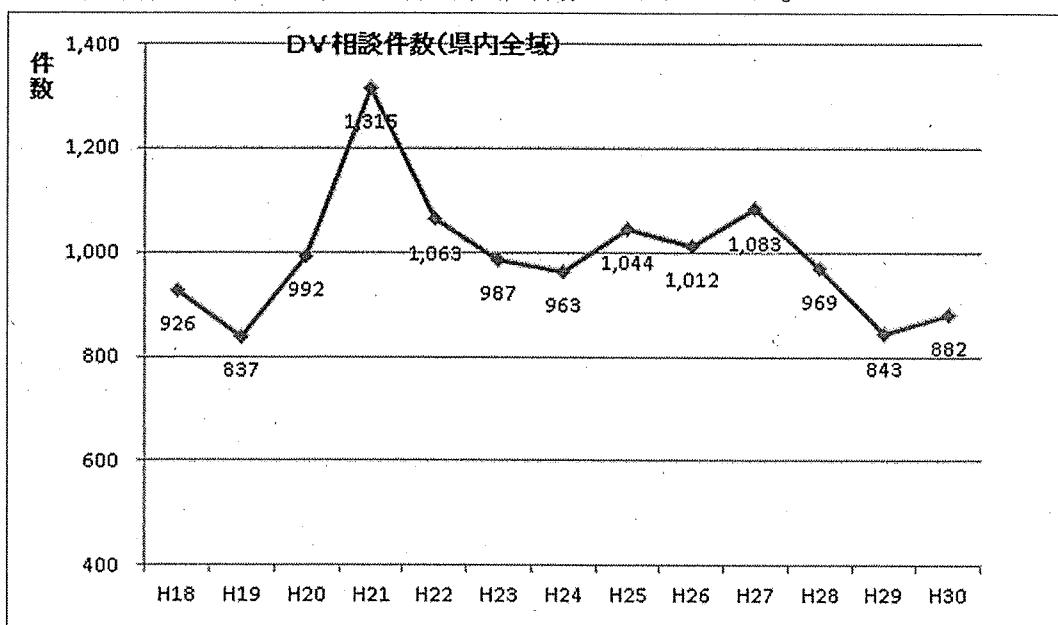
#### (1) DV相談等の現状

##### ① 県内全域におけるDV相談

平成13年4月のDV防止法制定に伴い、平成14年4月、本県では三重県女性相談所を配偶者暴力相談支援センターに位置付け、DV防止法第3条第3項に定める業務を行っています。

現在、配偶者暴力相談支援センターのほか、県福祉事務所及び市町福祉事務所において、女性（婦人）相談員等を配置したDV被害者相談窓口を設置し対応しています。

なお、平成30年度は、882件の相談件数がありました。



【三重県女性相談所調べ】

※ 女性相談所及び県内の女性（婦人）相談員等が受理した相談のうち、主訴が「夫等からの暴力」の相談件数。厚生労働省が示した基準の統計処理による。

##### ② 配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談

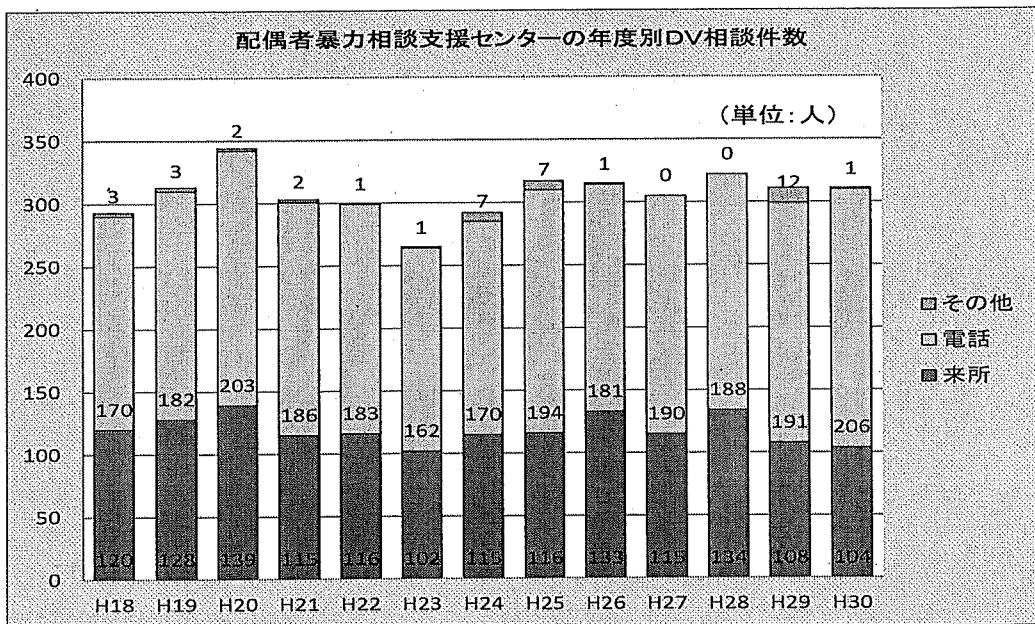
配偶者暴力相談支援センターにおける被害者本人からの相談は、毎年約300件程度で推移しています。

（単位：人）

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
来所	120	128	139	115	116	102	115	116	133	115	134	108	104
電話	170	182	203	186	183	162	170	194	181	190	188	191	206
その他	3	3	2	2	1	1	7	7	1	0	0	12	1
合計	293	313	344	303	300	265	292	317	315	305	322	311	311

【三重県女性相談所調べ】

※ 配偶者暴力相談支援センターにおいて受理した、主訴がDVもしくはDVを背景とする被害者本人からの相談件数。内閣府が示した基準の統計処理による。



### ③ 一時保護人数

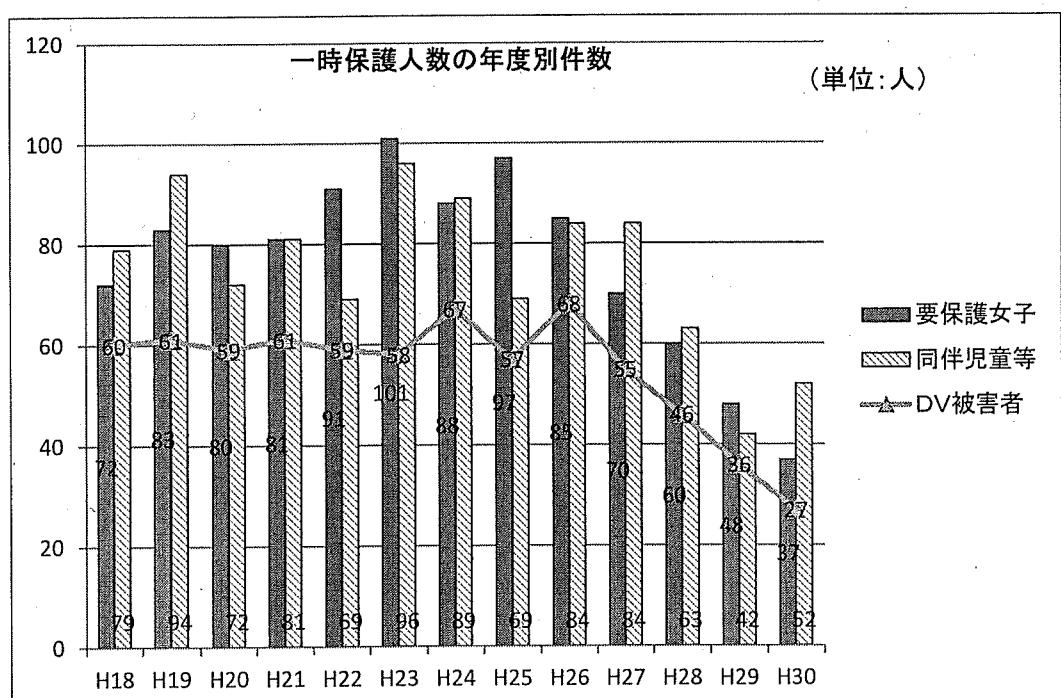
一時保護を行った人数は、平成 18 年度以降 10 年間の平均で 85 人でしたが、平成 28 年以降は減少傾向にあります。また、要保護女子のうち、DV 被害による一時保護人数は平成 27 年度までは 50 人を超えていましたが、平成 28 年度以降は現状傾向にあります。平成 18 年度以降平均して一時保護人数（要保護女子）の 7 割程度を占めています。

(単位:人)

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
要保護女子	72	83	80	81	91	101	88	97	85	70	60	48	37
同伴児童等	79	94	72	81	69	96	89	69	84	84	63	42	52
DV 被害者	60	61	59	61	59	58	67	57	68	55	46	36	27

※ DV 被害者の人数は、要保護女子の内数

【三重県女性相談所調べ】



## (2) 警察における配偶者からの暴力相談対応状況

配偶者からの暴力相談対応件数は、近年2,000件台で推移しています。

(単位：件)

警察での措置状況	概要	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
相談受理件数		546	548	628	683	676	704	742	672
保護命令違反の検挙		1	5	4	2	1	2	1	0
刑法犯などの検挙	傷害罪等	22	35	26	34	46	54	82	97
DV防止法による援助の実施		135	178	266	446	412	349	348	282
被害者に対する防犯指導	対処方法の教示等	466	478	587	708	811	717	698	657
加害者に対する指導・警告		171	158	195	288	336	325	435	394
他機関への連絡	一時保護の要請等	209	198	241	268	290	172	145	95
その他の措置	保護命令制度の説明等	570	547	655	661	760	711	710	549
計		1,574	1,599	1,974	2,407	2,656	2,330	2,419	2,074

【三重県警察本部調べ】

## (3) 三重県男女共同参画センターにおける相談等対応状況

三重県男女共同参画センターに寄せられるDVに関する相談は、300件前後で推移しています。その中には、相談の主訴がDVではないケースでも、夫婦問題や男女問題の背景にDVが深く影響していることがあります。

年 度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
相談件数	331	370	242	257	334	384	289	296

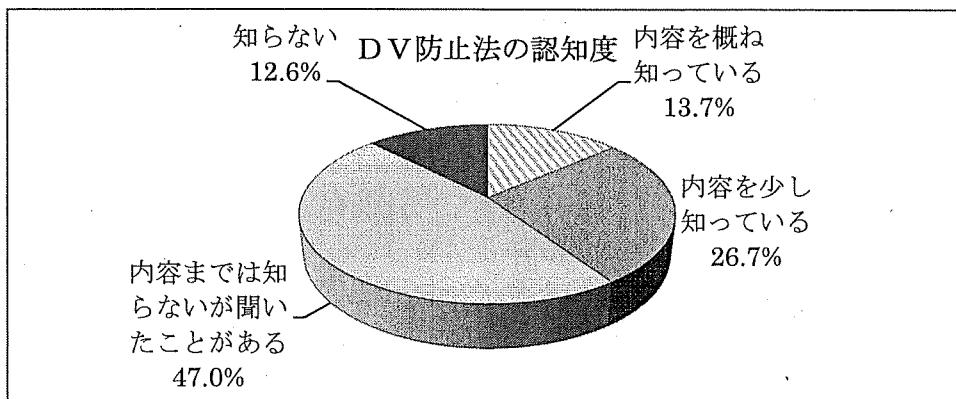
【三重県男女共同参画センター調べ】

## 2 県民の意識

### (1) DV防止法の認知度

県民アンケート（e-モニター）により、DV防止法を知っているか聞いたところ、「内容を概ね知っている」と「内容を少し知っている」と回答した人を合わせた割合は40.4%でした。（対象者数1,073名 回答者数761名）

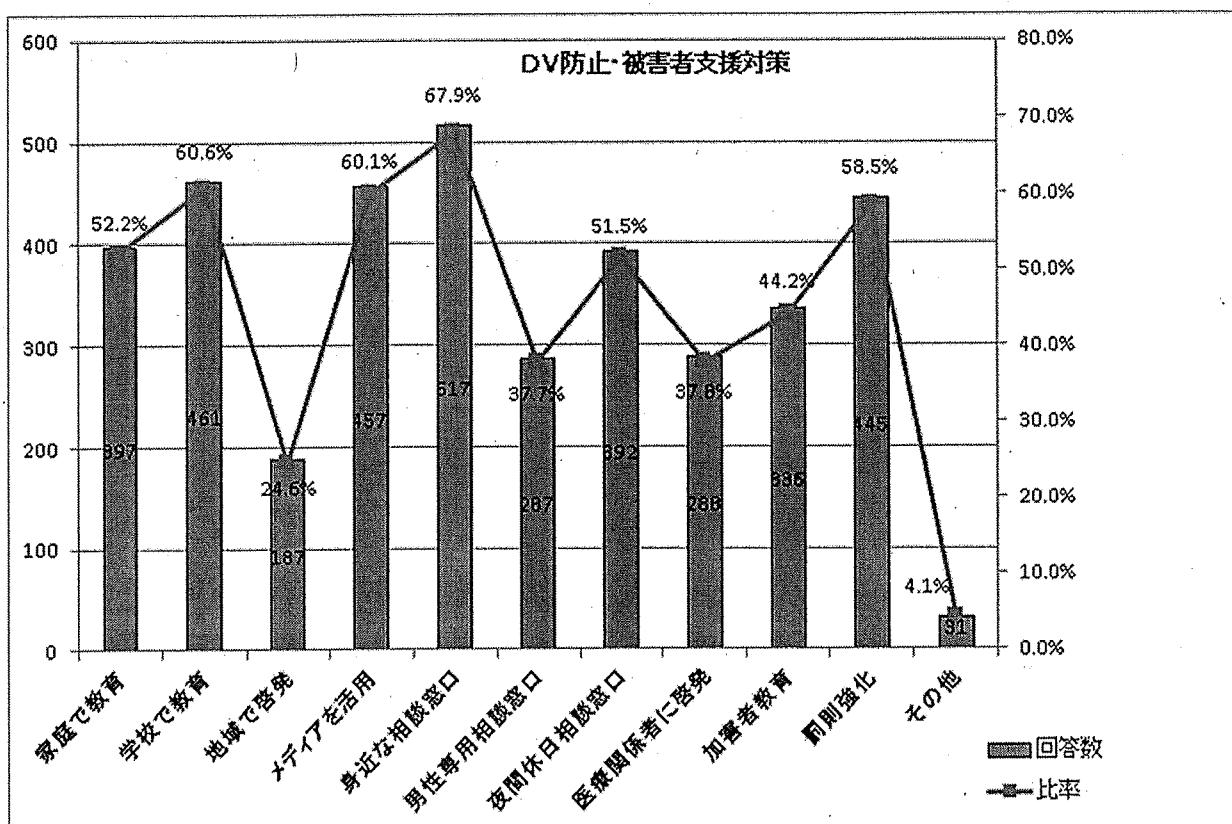
※ e-モニター：三重県が各種の行政課題について、あらかじめ登録した県民の方を対象に行う、電子アンケートシステムのことを行います。



【県民アンケート（e-モニター）令和元年調査】

## (2) DV防止・被害者支援対策について

配偶者（恋人）からの暴力を防止するために、どのような対策が必要か聞いたところ、「身近な相談窓口を増やす」の割合が67.9%と最も多く、次いで「学校で児童・生徒へ教育」の割合が60.6%でした。

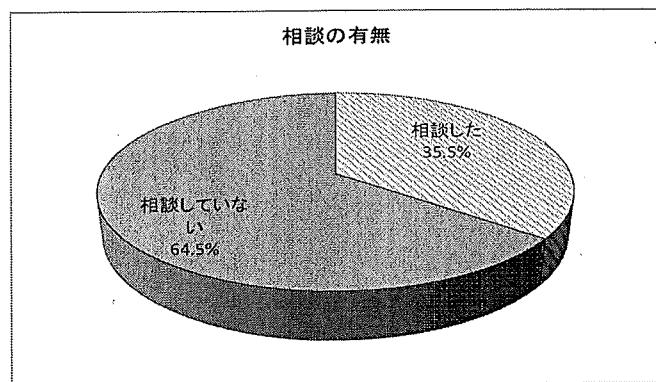


【県民アンケート（e-モニター）令和元年調査】

※複数回答

## (3) DVを受けた時の相談の有無

DVを受けた時に、そのことを、どこか（誰か）に相談したか聞いたところ、「相談した」人は35.5%でした。



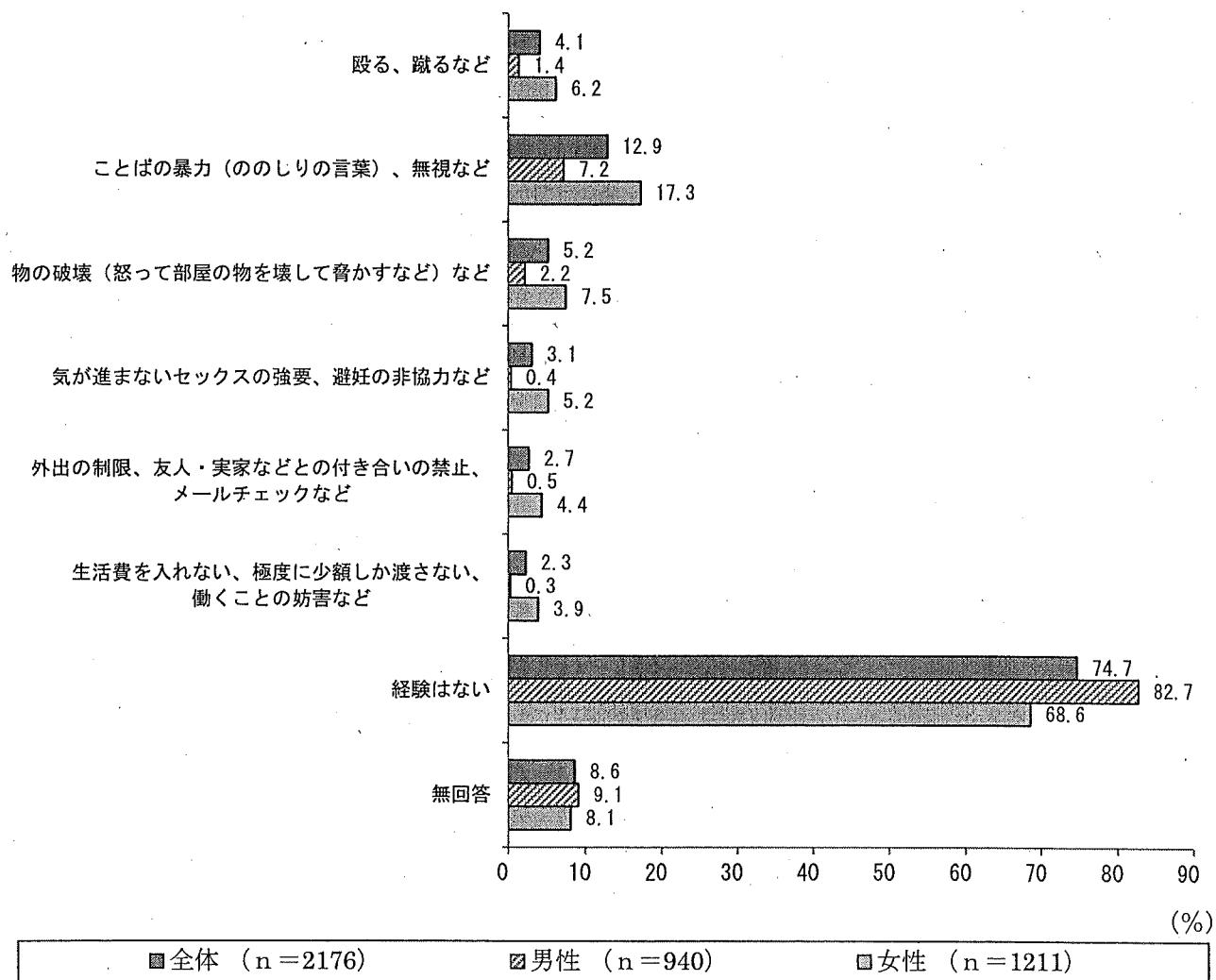
【県民アンケート（e-モニター）令和元年調査】

#### (4) DV被害の内容

男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査によると、配偶者や恋人からどのような暴力を受けたことがあるか聞いたところ、「ことばの暴力（ののしりの言葉）、無視など」の割合が12.9%、「物の破壊（怒って部屋の物を壊して脅かすなど）など」の割合が5.2%の順に高くなっています。

性別でみると、女性では「ことばの暴力（ののしりの言葉）、無視など」の割合が17.3%であり、男性よりも10.1ポイント高くなっていますが、男性においても「ことばの暴力」による被害が最も高い割合になっています。

#### ◆配偶者や恋人から、どのような暴力を受けたことがあるか



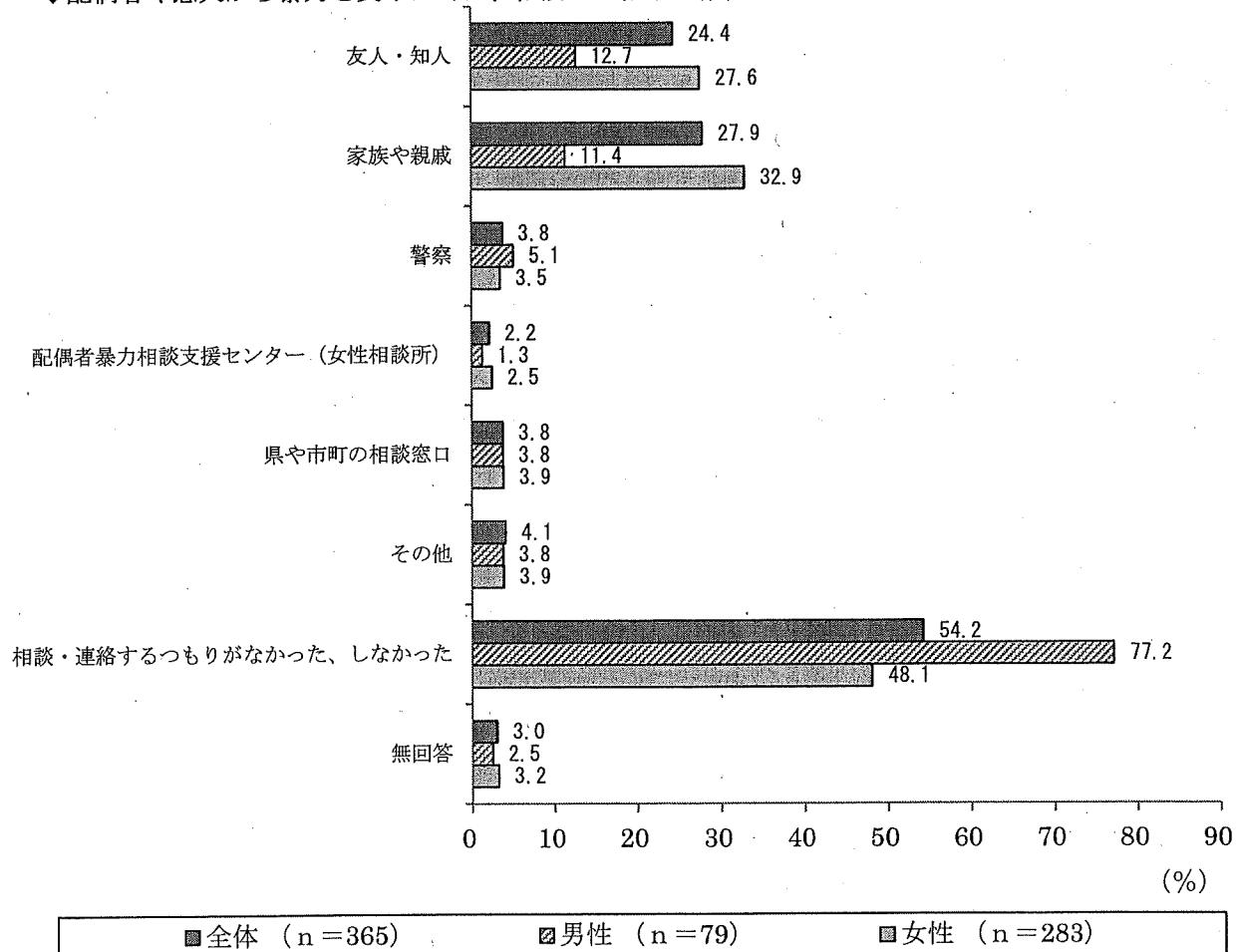
【県男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査（平成27年調査）】

## (5) 相談の有無と相談先

暴力を受けた時に、誰に、どこに相談・連絡したか聞いたところ、全体では「相談・連絡するつもりがなかった、しなかった」の割合が 54.2% と最も高く、次いで「家族や親戚」の割合が 27.9% となっています。

性別でみると、男性では「相談・連絡するつもりがなかった、しなかった」の割合が 77.2% と最も高く、女性よりも 29.1 ポイント高くなっています。一方、女性では「家族や親戚」の割合が 32.9% と、男性よりも 21.5 ポイント高くなっています。また、女性では「知人・友人」の割合が 27.6% と、男性よりも 14.9 ポイント高くなっています。

### ◆配偶者や恋人から暴力を受けた時に、相談した相手・機関



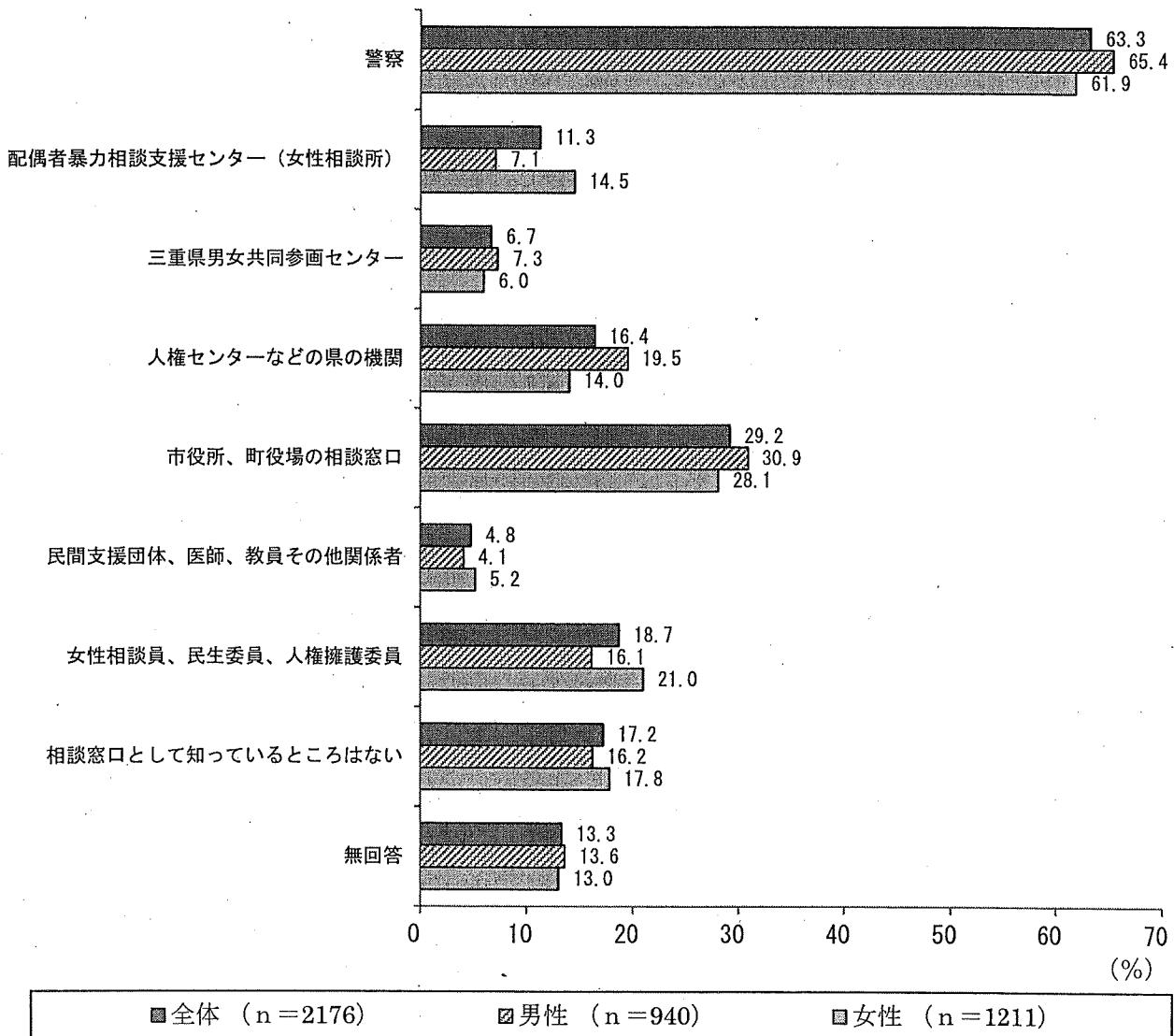
【県男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査（平成 27 年調査）】

## (6) 相談窓口の認識

配偶者や恋人からの暴力を受けた時に相談できる機関や関係者のうち、知っているものについて聞いたところ、「警察」の割合が 63.3%、「市役所、町役場の相談窓口」の割合が 29.2%の順に高くなっています。

性別でみると、男女間では特に大きな差は見られません。

### ◆配偶者や恋人から暴力を受けた時に、相談できる機関・関係者



【県男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査（平成 27 年調査）】

## (7) 子どもとDVについて（面前DVの認知度）

県民アンケート（e-モニター）によると、子どもがDVを目にすること（面前DV）が子どもに対する心理的な虐待になることを認識している割合は 60.1%であり、その認知度は比較的高いことがわかりました。

### 3 第5次計画における取組状況

	目 標 項 目	28年度 実績	R元年度 目標	30年度 実績
<b>1 「DVが起こらない社会」(未然防止対策)</b>				
主指標	DV防止法を知っている人の割合 (県民アンケート)	46.3%	67.0%	40.3%
副指標	「女性に対する暴力をなくす運動期間」中に 啓発を行う地域数	25か所	27か所	29か所
<b>2 「DV被害に『気づく』ことができる社会」(啓発対策)</b>				
主指標	DV被害をうけた経験のある人のうち、どこ(だれ) かに相談したことがある人の割合(県民アンケート)	25.9%	50.0%	35.5%
副指標	県ホームページや県広報、子育て情報誌への掲載等 による情報発信の回数(年間)	7回	10回	3回
	医療関係者や民生委員など、DV被害を発見する可 能性のある関係機関への啓発活動(研修等の回数)	0回	3回	1回
<b>3 「DV被害者の『安全・安心が確保され自立等への支援が受けられる』社会」 (支援体制構築対策)</b>				
主指標	一時保護されたDV被害者が婦人保護施設等への入 所や地域における自立生活につながった人の割合	84.0%	100%	81.0%
副指標	配偶者暴力相談支援センターを設置する市町数	0市町	3市町	0市町
<b>4 「DVに対して『多様な主体が取り組む』社会(多様な主体との協働)</b>				
主指標	市町基本計画を策定した市町数	13市町	29市町	20市町
副指標	県・地域DV防止会議開催数	年6回	年6回	年6回

県基本計画に基づき、DVに関する啓発活動、情報発信、関係機関との連携強化を図るためのDV防止会議等に取り組んできました。

各指標の達成状況をみると、女性に対する暴力をなくす運動期間中において、街頭啓発活動を実施する地域数は増加しており、「DV被害をうけた経験のある人のうちどこかに相談したことがある人の割合」は、目標値を達成できなかつたものの増加しています。その一方で、「DV防止法の内容を知っている人の割合」が40.3%と、目標値を達成することはできませんでした。

地道な啓発活動は継続する必要があるものの、その効果的な実施方法等については改善に向けて検討する必要があります。

また、多様な主体が連携して被害者の支援に取り組むためには、市町等の実情に応じたDV施策の充実に向けて必要な支援を行うとともに、これまでに構築してきた関係機関とのネットワークを効果的に活用していく必要があります。

### III 計画の基本的事項

#### 1 計画における基本的な考え方・視点

本計画の基本的な考え方・視点は、次のとおりです。

- 1 DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるという認識を持つとともに、DVの被害者に女性が多い背景には、社会的地位や経済力の格差、固定的な役割分担意識など、男女が置かれてきた社会的・構造的問題があるという認識を持ち、この問題を単に被害者と加害者間の問題としてではなく、社会全体で受け止め、DVが起こらない社会の実現に向けて対応します。
- 2 DV被害の早期発見・早期対応により、「安全」「安心」の確保を図り、被害者自らの意思が尊重され、自立等に向けた適切な支援が受けられる環境を充実します。
- 3 DVと児童虐待との関連を重視し、被害者及び子どもの最善の利益のため、総合的な支援が適切に提供されるようにします。
- 4 市町をはじめとする関係行政機関との連携を図りつつ、県がその担うべき役割をしっかりと果たすとともに、地域住民、団体と協働して取り組みます。
- 5 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護・支援の一層の推進を図るため、国の示した「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針（平成26年10月1日一部改正）」をふまえた上で、県の実情に即しつつ、市町における取組が促進されるよう、県の取組の方向性、その具体的な内容などをこの計画に記載します。

## 2 計画の構成

### (1) めざすべき社会像

基本的な考え方・視点をふまえ、「県基本計画」がめざす姿を6つの社会像に分けて掲げています。

#### めざすべき社会像

- 1 DVが「起こらない」社会（未然防止対策）
- 2 DV被害に「気づく」ことができる社会（啓発対策）
- 3 DV被害者の「安全・安心が確保され相談・保護への支援が受けられる」社会（支援体制構築対策）
- 4 DV被害者の「安全・安心が確保され自立への支援が受けられる」社会（支援体制構築対策）
- 5 DV被害者の「子どもが守られる」社会（支援体制構築対策）
- 6 DVに対して「多様な主体が取り組む」社会（多様な主体との協働）

### (2) 数値目標

めざすべき社会像を実現するため、計画期間において達成すべき数値目標を掲げます。

成果指標（施策、事業の実施により得られる成果、効果を示す指標）を設定したうえで、成果指標の目標達成のため、取組指標により各取組の進捗状況を検証します。また、目標値は設定しないものの対策を進める上でフォローが必要な指標を参考指標とします。

#### 【成果指標】

目標項目	現状値	R6年度目標
DV相談窓口を知っている人の割合（県民アンケート）	80.2%	90%
DV被害を受けた経験のある人のうち、どこ（だれ）かに相談したことがある人の割合（県民アンケート）	35.5%	50%
一時保護されたDV被害者が母子生活支援施設・婦人保護施設への入所や地域における自立につながった人の割合	81%	100%
要保護児童対策地域協議会とDV対策協議会等を組織的に一体化する市町数	13市町	29市町

※現状値については、平成30年度末で把握した数値、または令和元年度調査結果を記載しています。

【取組指標】

項目	現状値	R6年度目標
「女性に対する暴力をなくす運動※」期間中に啓発を行う地域数	29 か所	40 か所
県ホームページ・県広報や情報誌への掲載、啓発イベントの実施等による情報発信の回数	3回 (啓発イベントを除く)	10回
医療関係者や民生委員など、DV被害を発見する可能性のある関係機関への啓発活動の回数（研修等の回数）	8回	10回

※ 女性に対する暴力をなくす運動：内閣府・男女共同参画推進本部が、毎年11月12日～25日までの2週間を「女性に対する暴力をなくす運動」期間と位置づけ、女性の人権の尊重のための意識啓発や教育の充実を図ることとしています。

【参考指標】

項目	現状値
DV相談件数 (女性相談所、福祉事務所等、フレンテみえ、警察本部)	1,850 件
夫等の暴力を原因とする一時保護件数	27 件
基本計画策定市町数	20 市町
配偶者暴力相談支援センター設置市町数	0 市町

（3）実効性のある計画の推進に向けた重点課題

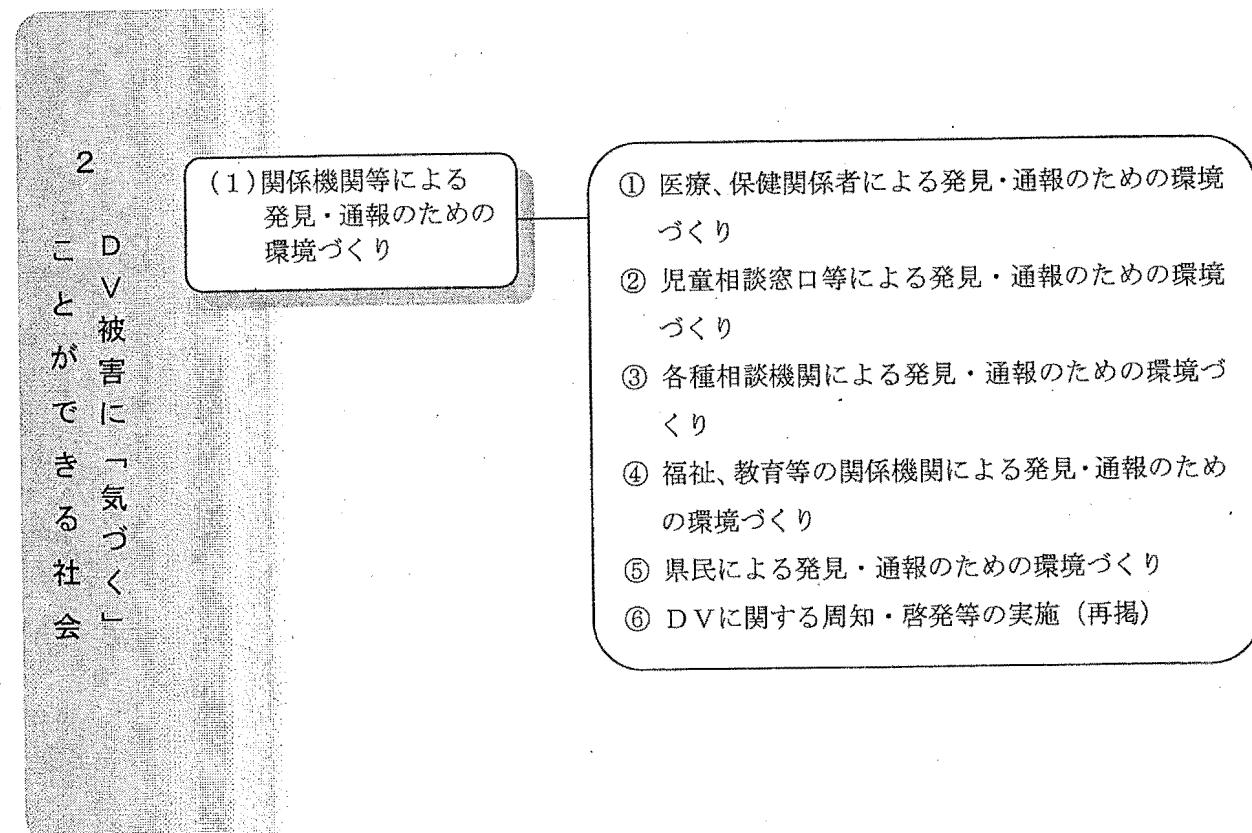
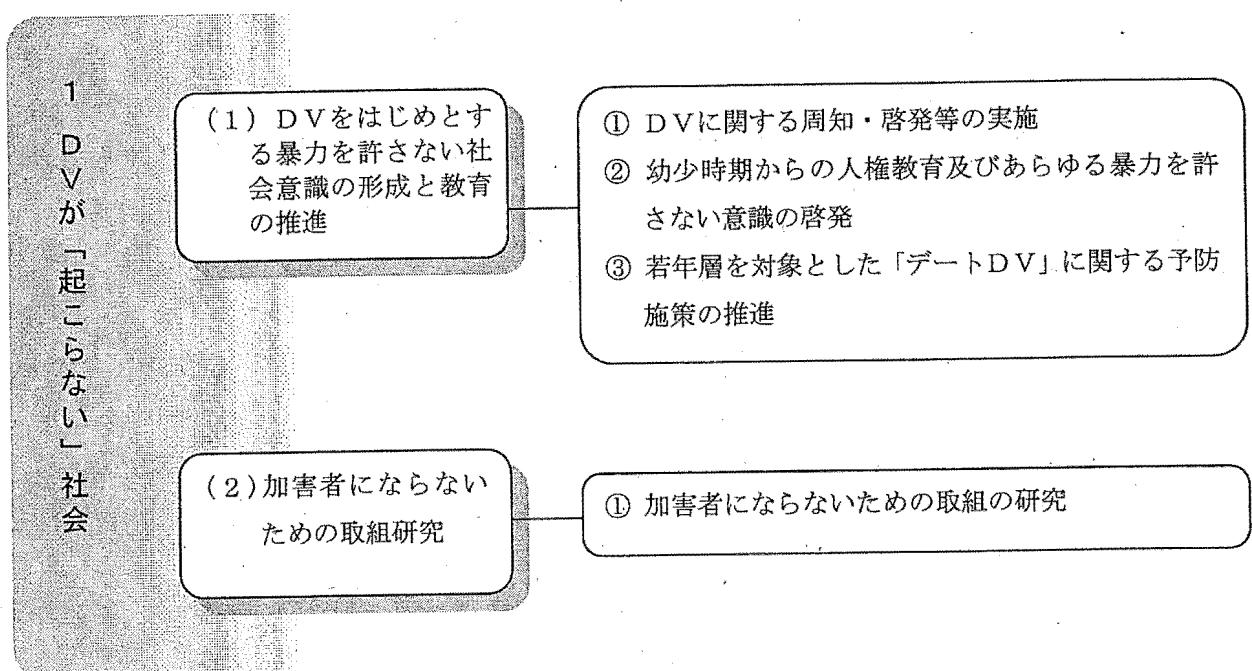
数値目標を達成し、めざすべき社会像を実現するために重点的に取り組むべき内容を「IV 計画の内容」の「今後の取組」に反映させています。（既存の取組も含む）

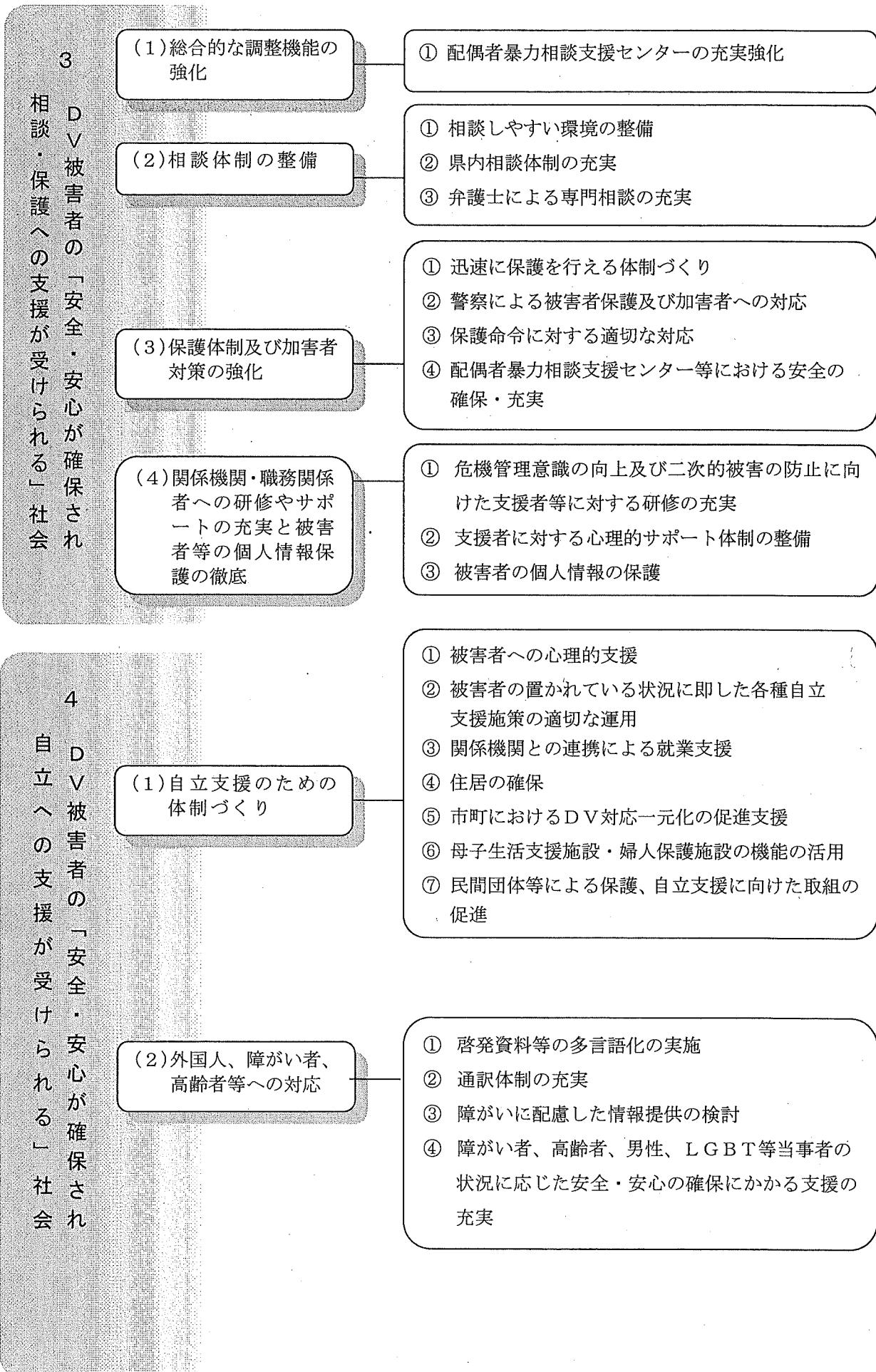
- ① 多様な相談に対応する体制の整備・充実
  - ・SNS等を活用した相談窓口（より相談しやすい環境整備）の検討
  - ・通訳体制の充実に向けた検討
- ② DV対策と児童虐待防止対策の連携
  - ・市町要保護児童対策地域協議会とDV対策協議会等の組織的な一体化を促進
- ③ 被害者に対する支援の充実に向けた市町等多様な主体との連携
  - ・婦人保護施設や母子生活支援施設との連携強化
  - ・母子保健との連携強化（妊娠期からの切れ目のない支援）

### 3 計画の体系

【めざすべき社会像】 【方向性】

【具体的な取組】





5

DV被害者の「子どもが守られる」社会

(1) 子どもへの支援のための体制づくり

- ① 子どもの権利を守るための支援（子どもの権利擁護）
- ② DVの子どもに与える影響に関する理解促進（面前DVの防止）
- ③ 被害者に同伴する子どもへの支援の充実

(2) 多様な主体との連携強化

- ① 子どものこころのケアにおける児童相談所との連携
- ② 要保護児童対策地域協議会における子どもへの支援の充実
- ③ 母子保健対策との連携

6

DVに対して「多様な主体が取り組む」社会

(1) DV防止ネットワークの構築と強化

- ① 広域的なDV対応・連携の促進
- ② 要保護児童対策協議会における子どもへの支援の充実（再掲）

(2) 保護及び自立支援における関係機関の連携強化

- ① 配偶者暴力相談支援センターにおける関係機関との連携強化
- ② 民間団体等による保護、自立支援に向けた取組の促進（再掲）

(3) 市町におけるDV対策の促進支援

- ① 市町基本計画の策定支援
- ② 市町配偶者暴力相談支援センターの設置促進

(4) 苦情の適切かつ迅速な処理の推進

- ① 苦情の適切かつ迅速な処理の推進

## IV 計画の内容

くめざすべき社会像>

### 1 DVが「起こらない」社会

#### 【現状と課題】

DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

被害者の割合は女性が多く、その背景として、社会的地位や経済力の格差、性別による固定的な役割分担意識など、男女が置かれてきた社会的・構造的問題、男性優位な社会となっていることなどが指摘されています。

DVが「起こらない」社会を構築していくためには、男女が性別に関わりなくお互いを尊重し、認めあって対等な立場で参画し、力によって相手を支配する人間関係をつくることのないよう、幼少時代からの家庭や地域、学校における取組などにより、DVをはじめとするあらゆる暴力を許さない社会意識を形成することが求められます。

また、被害者自身がDVについての理解や支援機関の情報を十分に得られるような社会環境を整備することが必要であるとともに、暴力をふるわないという意識啓発や相談対応など、加害者に対する積極的な取組の推進が求められています。

#### これまでの主な取組

- ・「女性に対する暴力をなくす運動」期間中における県内各地での街頭啓発
- ・「女性に対する暴力防止セミナー」等の啓発事業

#### 【今後の取組】

##### (1) DVをはじめとする暴力を許さない社会意識の形成と教育の推進

DVが「起こらない」社会を構築するには、DVをはじめ、あらゆる暴力を許さない社会を実現することが必要です。そのためには、DVの起こる背景や、DV防止法などについて周知・啓発を推進し、夫婦や恋人の間柄であっても、どんな場合でも暴力は許されないという社会的認識を浸透させることが不可欠です。

DVは個人的な問題のようにみえても、家庭や職場など社会における男女の固定的な役割分担、経済力の格差、上下関係など男女が置かれている状況や、過去からの女性差別の意識の残存に根ざした構造的問題が大きく関係していると言われています。

また、現在の社会においては、児童等が家庭やテレビ等のマスメディアなどを通して、さまざまな暴力を目にして、暴力による解決法に抵抗を感じなくなってしまうことがあると懸念されています。このため、家庭・地域・学校において、幼少時期から個人の尊厳や男女共同参画の視点に立った人権教育や、暴力によらない関係づくりの教育を推進する必要があります。

さらに、県内の高校生や大学生を対象とした「デートDVに関するアンケート調査」（平成25年3月三重県男女共同参画センター（以下「男女共同参画センター」という。）実施）によると、交際経験のある女性の31.0%、男性の17.1%が、交際相手から身体的暴行等を受けたことがあったと回答（同報告書P38）するなど、恋人などの交際相手からふるわれる暴力「デートDV」が、若年層に起こっていることから、関係機関と連携しつつ、思春期からのDV防止や男女共同参画についての教育、啓発を推進し、若年層の暴力を防止するとともに、若年者への教育に携わる者を対象としたDV防止及び人権教育を実施することで、若年者が安心して相談できる環境を整備することが重要です。

### 具体的な取組

#### ① DVに関する周知・啓発等の実施 (子ども・福祉部、環境生活部)

- ・ホームページや県広報等を積極的に活用した周知・啓発等の実施
- ・職場、地域の団体等におけるDVや男女共同参画に関する研修の支援
- ・女性に対する暴力をなくす運動期間中において、県内各地域における啓発の実施
- ・DV相談先カードの配付による相談・支援機関の周知

#### ② 幼少時期からの人権教育及びあらゆる暴力を許さない意識の啓発

(子ども・福祉部、教育委員会)

- ・家庭、地域、学校における個人の尊厳や男女共同参画の視点に立った人権教育の推進
- ・児童虐待、いじめ、性犯罪などあらゆる暴力を許さない意識の啓発の実施

#### ③ 若年層を対象とした「デートDV」に関する予防施策の推進

(子ども・福祉部、環境生活部、教育委員会)

- ・男女共同参画やデートDVに関する啓発等の推進
- ・福祉、学校関係者等に対する「デートDV」に関する啓発の実施

### **(2) 加害者にならないための取組研究**

DV加害者が再び暴力を起こさないための取組として、「加害者更生のための指導方法（以下「更生プログラム」という。）等を調査研究する。」とDV防止法にも規定されていますが、更生プログラムの有効性が未解明であり、DV被害者に対するリスクも高いことから、本格的な実施に至らず、国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者保護等のための施策に関する基本的な方針」においても継続して研究をしていくとしてきました。

令和元年8月に取りまとめられた「配偶者等からの暴力の被害者支援における危険度判定に基づく加害者対応に関する調査研究事業報告書」では、地域において加害者プログラムの取組を促進するには、今後、国において加害者プログラ

ムを被害者支援の一環として明確に位置付け、加害者プログラムの取組状況や課題等を検証し、その結果をふまえてプログラムの実施基準等の策定や人材育成に取り組んでいくことが望ましいとされました。

そのため、県としては、引き続き国の動向を注視・把握するとともに、他県及び民間機関における取組状況等を調査していきます。

さらに、DVが起こらない社会の実現のため、初期の段階で加害者がジェンダーバイアス（社会的・文化的性差別あるいは性的偏見）やDV加害の重大さに気づくための取組についても、研究をしていく必要があります。

### 具体的な取組

#### ① 加害者にならないための取組の研究 (子ども・福祉部)

- ・暴力に依存しがちな人への対応など、未然防止の施策を研究
- ・加害者更生プログラムの調査研究状況等の把握

## ＜めざすべき社会像＞

### 2 DV被害に「気づく」ことができる社会

#### 【現状と課題】

配偶者暴力相談支援センターや男女共同参画センターなどの相談機関における配偶者等からの暴力に関する相談内容は、複雑かつ深刻化しています。

被害者は、社会的に作られた男女のあり方に縛られ相談できなかつたり、子どものことや経済的な理由から我慢を重ねたり、恐怖感・無力感により助けを求めるなどを諦めてしまう場合があります。加えて外部からも問題が見えにくいため、被害が深刻化していくケースが多々あります。このようなDVの特質をふまえると、周囲の関係者がDV被害に「気づき」、被害者に相談支援窓口の情報を知らせること、及び被害者の意思を尊重しつつ、被害者支援窓口に通報することのできる環境を整備することが重要です。

県民アンケート（e-モニター）によると、DV被害を受けた時に、被害者支援の相談機関をはじめ、家族、友人など「どこ（だれ）かに相談したことがある」と回答した人の割合は35.5%となっており、多くの被害者が自ら助けを求めることが出来なかつた状況が浮き彫りになっています。

#### これまでの主な取組

- ・HP掲載、DV相談先カードの配布等による相談窓口の周知
- ・主任児童委員へのブロック会議（研修）におけるDV施策等の説明

#### 【今後の取組】

##### （1）関係機関等による発見・通報のための環境づくり

被害者が暴力を受け、医療機関で治療を受けたり、子どもに関する相談を行う機関を利用した際に、対応を行った関係者がDVの被害者を発見し、気づくことがあると考えられます。そのような機会に、DVを発見しやすい立場にある関係機関がDV被害に気づき、被害者の意思を尊重しつつ被害者支援窓口に通報を行うことは、社会的な支援につなげるために非常に重要であり、発見・通報が適切に行われるよう関係機関に働きかけることが必要です。

医療関係者においては、DV防止法に通報の努力義務が明記されていることからも、緊急性や心身の状況、被害者の意思に応じて、適切に対応することが求められます。また、子どもに関する相談に対応する機関においては、DVと児童虐待が密接に関連することをふまえ、DVに関する視点を併せた相談対応を行うことにより、親のDV被害を早期に発見することが求められます。

#### 具体的な取組

##### ① 医療・保健関係者による発見・通報のための環境づくり（子ども・福祉部）

・医療・保健関係者から適切な発見・通報が行われるための情報提供及び研修

- ② 児童相談窓口等による発見・通報のための環境づくり（子ども・福祉部）
  - ・市町の児童相談窓口、児童相談所から適切な発見・通報が行われるための情報提供、研修
  - ・要保護児童対策地域協議会における関係者からの情報提供や学習機会の確保
- ③ 各種相談機関による発見・通報のための環境づくり  
(環境生活部、子ども・福祉部)
  - ・「男女共同参画センター」や「女性の人権ホットライン」等の相談機関への相談から判明したDVを支援機関に通報し、適切に支援につなげるための情報提供及び研修
- ④ 福祉、教育等の関係機関による発見・通報のための環境づくり  
(子ども・福祉部、教育委員会)
  - ・民生委員・児童委員等、地域住民から身近な相談を受ける立場にある支援者から適切な発見・通報が行われるための情報提供及び研修
  - ・保育所、幼稚園、学校等の保育・教育関係者から適切な発見・通報が行われるための情報提供及び市町の研修促進
- ⑤ 県民による発見・通報のための環境づくり  
(子ども・福祉部)
  - ・被害者の家族、友人など、身近に相談を受ける機会のある方々から、適切な発見・通報が行われるための啓発
- ⑥ DVに関する周知・啓発等の実施（再掲）(子ども・福祉部、環境生活部)
  - ・ホームページや県広報等を積極的に活用した周知・啓発等の実施
  - ・職場、地域の団体等におけるDVや男女共同参画に関する研修の支援
  - ・女性に対する暴力をなくす運動期間中において、県内各地域における啓発の実施
  - ・DV相談先カードの配付による相談・支援機関の周知

## ＜めざすべき社会像＞

### 3 DV被害者の「安全・安心が確保され相談・保護への支援が受けられる」社会

#### 【現状と課題】

県民アンケート（e-モニター）やデートDVに関するアンケートによると、DV被害について関係機関に相談をしたことのある人は、ほとんどなく、相談相手の多くは友人、知人、親などの近親者となっています。

DV被害は、外部から発見されにくいという特性があり、家庭内の問題とみなされる傾向にあるため、まだまだ潜在化していると考えられます。逃げ出した時に安全に受け入れてもらえる場所があるかといった不安や、逃げ出した後の生活を明確に描けないために逃げる決断ができないことも要因の一つであるため、DV被害者の「安全・安心が確保され相談・保護への支援が受けられる」社会の構築が必要となります。

そのためには、被害者からの相談等に対し、迅速に保護を行い、安全を確保することが最も重要です。また、被害者が本来の自分の力を取り戻すための心の回復が必要であり、相談、保護、自立支援といった各段階において、常に被害者に、誰からも暴力を受けずに安心して生きる権利があることを伝え、被害者が安心して支援が受けられる体制整備が求められています。

このためにも、被害者の支援を行う上で中心的な役割を果たす施設である配偶者暴力相談支援センター機能の一層の充実が必要になるとともに、女性（婦人）相談員等職務関係者に対する専門性を高める研修と相談員へのサポート体制を併せて整備する必要があります。

また、一時保護体制についても、安全の確保とともに被害者的心身の回復を図り、自立支援に向けた場となるよう一層の充実を図る必要があります。

#### これまでの主な取組

- ・配偶者暴力相談支援センターにおける法律相談の拡充（月2回から3回へ増加）
- ・関係機関、職務関係者の資質向上に向けた研修の実施

#### 【今後の取組】

##### （1）総合的な調整機能の強化

DV被害者の相談、保護、自立を支援していくためには、福祉、人権、警察、司法、医療、教育等の様々な関係機関との連携・調整が必要となりますが、その中核的な役割を担うのが県女性相談所に設置する配偶者暴力相談支援センター（以下本項目の文中において「支援センター」という。）です。

支援センターがDV被害者支援の中核として、自所の相談員や心理ケア担当職員への専門研修の実施による相談スキル等の向上を図るとともに、外部専門家によるスーパーバイズ※の実施と、市町に対するスーパーバイズの実施により、

処遇困難な事案への対応や専門的・広域的な対応を行うなど、総合的な調整機能を強化する必要があります。

※ スーパーバイズ：高度な知識や経験に基づき、より専門的で適切な指導、支援を行うことです。

#### 具体的な取組

- ① 配偶者暴力相談支援センターの充実強化 (子ども・福祉部)
- ・配偶者暴力相談支援センターにおける市町に対するスーパーバイズや困難事例のコーディネートが行える体制整備
  - ・市町及び県域を越えた広域的な連携を図る機能の充実強化

#### **(2) 相談体制の整備**

配偶者暴力相談支援センターや県福祉事務所のほか県内 14 市においても女性（婦人）相談員等が配置され、DV被害者からの相談対応をしていますが、その認知度も高くないことから、さらなる周知を行うことが必要です。

また、夜間休日の相談窓口の充実、男性被害者からの専用相談窓口の設置や若者からのデートDV相談など、被害者が相談しやすいような工夫や環境整備が求められています。

さらに、配偶者暴力相談支援センターで実施している弁護士による専門相談についても、県内の複数個所で実施するなど、三重弁護士会等と連携して充実させていく必要があります。

#### 具体的な取組

- ① 相談しやすい環境の整備 (子ども・福祉部、環境生活部)
- ・昼間相談できない被害者のための夜間における相談の実施
  - ・休日における相談体制の検討
  - ・デートDV被害者が相談しやすい環境の検討
  - ・男性被害者が相談しやすい環境の検討
  - ・外国人、障がい者、高齢者及び男性、LGBT等当事者からの相談への適切な対応
  - ・SNS等を活用した相談窓口の検討 《重点取組》
- ② 県内相談体制の充実 (子ども・福祉部)
- ・配偶者暴力相談支援センター機能を含めた県内相談体制の検討
- ③ 弁護士による専門相談の充実 (子ども・福祉部)
- ・配偶者暴力相談支援センター等における弁護士による専門相談の充実
  - ・日本司法センター三重地方事務所における弁護士相談等との連携

### (3) 保護体制及び加害者対策の強化

D Vが起こった場合の最重要課題は被害者の安全確保です。

被害者が加害者の元から逃げ出した際は、迅速に保護を行える体制を整備し、保護した被害者に安全で安心できる環境を提供することが重要です。併せて、執拗に被害者を探し回る加害者への対策を強化することも必要です。

また、配偶者暴力相談支援センターにおいて、保護命令※制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関等への連絡等を行っていますが、法改正において、保護命令制度の拡充が図られており、さらに、一層の制度周知に努める必要があります。

※ 保護命令：配偶者等からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者が、配偶者等からの身体に対する暴力により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときに、裁判所が被害者からの申立てにより、配偶者等に対して発する命令です。

(1) 被害者への接近禁止命令、(2) 被害者への電話等禁止命令 (3) 被害者の同居の子への接近禁止命令、(4) 被害者の親族等への接近禁止命令、(5) 被害者と共に生活の本拠としている住居からの退去命令、の5つの類型。罰則としては「保護命令」に違反した者には1年以下の懲役、または100万円以下の罰金が課せられることが規定されています。

#### 具体的な取組

- ① 迅速に保護を行える体制づくり (子ども・福祉部)
- ・配偶者暴力相談支援センター、警察、福祉事務所等の関係機関の協力による避難場所の提供や一時保護所への同行支援など、緊急時における安全確保のための連携の強化
  - ・夜間緊急時の避難先確保のための関係機関との調整
  - ・男性被害者の保護体制の検討
- ② 警察による被害者保護及び加害者への対応 (警察本部)
- ・被害者の意思をふまえ、加害者を検挙するほか、加害者への指導警告を行うなどの措置の実施
  - ・相談のあった被害者を福祉事務所等の女性（婦人）相談員に確実につなげるなど、途切れのない保護支援情報提供の徹底
- ③ 保護命令に対する適切な対応 (子ども・福祉部)
- ・被害者が速やかに安心して保護命令制度を利用できるよう情報提供及び助言
  - ・保護命令発令時において適切な対応が行われるよう、学校・保育所等に対する指導、助言の実施

- ④ 配偶者暴力相談支援センターにおける安全の確保・充実（子ども・福祉部）  
・配偶者暴力相談支援センターにおける警備体制の確保

#### （4）関係機関、職務関係者への研修やサポートの充実と被害者等の個人情報保護の徹底

DV被害者は、加害者からの暴力という危険な状況の中で生活しており、DV対応は常に危険と隣り合わせといえます。

そのため、不適切な対応は、DV被害者にさらなる暴力を受ける危険を生じさせる恐れがあります。女性（婦人）相談員等の職務関係者は、これを回避するため、個人情報保護等の危機管理意識を身につけることが重要であり、その向上に向けた取組（研修）を充実強化する必要があります。

また、DVに対して一丸となって取り組むためには、関係機関・職務関係者の資質向上が必要不可欠です。DVに関する理解が不十分なまま被害者に対応すると、窓口での対応や相談業務にて被害者をさらに傷つけるという二次被害※1が生じる恐れがあります。二次被害を防止するためにも、関係機関・職務関係者に対する研修を充実強化する必要があります。

さらに、被害者からの相談等に対して、直接支援する立場にある女性（婦人）相談員等自身が代理受傷※2を体験したり、バーンアウト※3（燃え尽き）状態に陥る可能性があるため、女性（婦人）相談員等自身の心理的サポート体制を整備することが必要です。

##### 具体的な取組

- ① 技術や知識の習得と危機管理意識の向上及び二次被害の防止に向けた職務関係者に対する研修の充実 （子ども・福祉部）  
・女性（婦人）相談員などの職務関係者や関係機関の職員に対する専門研修の実施
- ② 女性（婦人）相談員等に対する心理的サポート体制の整備（子ども・福祉部）  
・女性（婦人）相談員等に対するスーパーバイズ等の実施
- ③ 被害者の個人情報の保護 （子ども・福祉部）  
・住民基本台帳閲覧制限等に対する円滑な手続きの実施のための市町等への支援  
・被害者に関する秘密の保持や個人情報の管理の徹底に向けた市町等への支援

※1 二次被害：相談機関等において、基本的な理解の不足や偏見により、心ない対応を受けることで、被害者が再び傷つくことをいいます。

※2 代理受傷：被害者から深刻な被害状況等について数多く話を聞くうちに、自らも同様の心理状態に陥ることをいいます。

※3 パーンアウト：納得のいく解決策が容易に見出せなくなり、今まで熱心に行ってきた業務に対し急に意欲を失い、虚無感、虚脱感を感じることをいいます。

<めざすべき社会像>

#### 4 DV被害者の「安全・安心が確保され自立への支援が受けられる」社会

##### 【現状と課題】

被害者が自立し、安心して地域で生活するためには、就業の促進、住宅の確保のほか、様々な支援制度の活用等が必要であり、このような制度の情報収集や関係機関との連携が適切に行われる必要があります。

そのために、DV被害者の子ども、外国人、障がい者のほか、男性被害者やデータDVの被害者など、すべてのDV被害者が適切な支援を受けられるような環境を整えることも重要な課題となります。

また、相談、保護、自立支援といった各段階においても、身近な行政機関として市町の役割は大きく、支援体制の整備や施策の充実に向け、市町の取組を支援していく必要があります。

##### これまでの主な取組

- ・緊急に保護が必要な女性の一時保護（被害者の安全確保や心身の休養、自立支援）

##### 【今後の取組】

###### (1) 自立支援のための体制づくり

被害者が一旦身の安全を確保した後に、自立に向けた生活設計をする必要があります。実際に社会生活を営んでいくうえでは、住まいの問題や心理的回復をはじめとした様々な困難があるため、これらに対して適切な支援を行うことが重要です。

###### 具体的な取組

###### ① 被害者への心理的支援 (子ども・福祉部)

- ・女性相談所等における被害者への心理療法等の実施
- ・居宅の被害者及びその子どもに対するメンタルケアの支援

###### ② 被害者の置かれている状況に即した各種自立支援施策の適切な運用 (子ども・福祉部)

- ・生活保護制度や福祉貸付金等の各種自立支援施策のDV被害者の置かれている状況に即した適切な運用

###### ③ 関係機関との連携による就業支援 (子ども・福祉部)

- ・被害者自立支援策として、ハローワーク、母子・父子福祉センター等関係機関と連携した就業支援
- ・母子生活支援施設を退所する被害者の就職時における身元保証制度の普及

- ④ 住居の確保 (子ども・福祉部、県土整備部)
- ・県営住宅への優先入居による支援
  - ・市町の所管する公営住宅への被害者の優先入居実施の働きかけ
  - ・配偶者暴力相談支援センターにおける住宅の確保に関する制度の利用等についての情報提供、助言、関係機関との連絡調整等の支援の実施
  - ・母子生活支援施設を退所する被害者のアパート等の賃貸時における身元保証制度の普及
- ⑤ 市町におけるDV対応一元化の促進支援 (子ども・福祉部)
- ・医療保険や年金及び就学手続き等、市町において関係部局が連携し、DV被害者の自立支援が一元的に対応（ワンストップ・サービス）できる体制整備の促進支援
- ⑥ 母子生活支援施設・婦人保護施設の機能の活用 (子ども・福祉部)
- ・一時保護後の入所、自立等への支援 《重点取組》
  - ・母子生活支援施設の心理療法担当職員による支援
- ⑦ 民間団体等による保護、自立支援に向けた取組の促進 (子ども・福祉部)
- ・民生委員・児童委員協議会、母子生活支援施設協議会など各種民間団体と連携するための情報提供や研修等の実施
  - ・民間団体との協働による被害者支援の実施

## (2) 外国人、障がい者、高齢者等への対応

外国人、障がい者、高齢者、男性、LGBT等当事者の被害者にとっても、安全・安心が確保され適切な支援が受けられるよう、関係機関と連携のうえ、相談等がしやすい体制を整備する必要があります。

### 具体的な取組

- ① 啓発資料等の多言語化の実施 (子ども・福祉部、環境生活部)
- ・相談窓口等の広報資料の多言語化の実施
- ② 通訳体制の充実 (子ども・福祉部、環境生活部)
- ・外国人被害者に対し迅速に通訳者を確保できる体制の充実  
(「子どもと女性の24時間多言語電話通訳事業」の実施や「みえ外国人相談サポートセンターMieCo」との連携の検討) 《重点取組》

③ 障がいに配慮した情報提供の検討 (子ども・福祉部)

- ・関係団体等と連携し、様々な障がいに配慮した情報提供や手話通訳者による情報保障などを実施

④ 外国人、障がい者、高齢者、男性、L G B T 等当事者の状況に応じた安全・安心の確保にかかる支援の充実 (子ども・福祉部、環境生活部)

- ・生活習慣や障がいの状況に応じ、委託先における一時保護の実施
- ・地域包括支援センター等と連携した高齢者支援の充実
- ・男性やL G B T 等当事者に対する対応や支援の充実

<めざすべき社会像>

## 5 DV被害者の「子どもが守られる」社会

### 【現状と課題】

DVが子どもに与える影響は深刻です。児童虐待の防止等に関する法律において、児童がDVを目にすること(面前DV)は心理的な児童虐待であると定義されており、DVを目のあたりにすることで、心理的に多大な影響を受け、子どもの健やかな成長を妨げると考えられています。DVが起こっている家庭の子どもは、心理的外傷を通して児童虐待を受けているという認識を浸透させるとともに、被害者の子どもに対する支援を充実させていくことが必要です。

#### これまでの主な取組

- ・子どもを伴うDV被害者の一時保護を行う際の市町家庭児童相談部門や児童相談所との連携や、一時保護されたDV被害者の子どもに対する児童支援員による保育等の支援

### 【今後の取組】

#### (1) 子どもへの支援のための体制づくり

DV被害者の子どものこころのケアや一時保護された子どもに対する支援を充実させていくことが必要です。

また、被害者の子どもが、親の経済的困窮が原因で十分な教育が受けられず、就職や進学などで将来不利益となる、いわゆる貧困の連鎖とならないよう、学習や就業などの支援を行うことが必要です。

#### 具体的な取組

##### ① 子どもの権利を守るために支援 (子どもの権利擁護) (子ども・福祉部)

- ・アドボカシー研修への女性(婦人)相談員の参加

##### ② DVが子どもに与える影響に関する理解促進 (子ども・福祉部)

- ・DVが子どもに多大な影響を与えることの理解促進のための周知啓発の実施

##### ③ 被害者に同伴する子どもへの支援の充実 (子ども・福祉部)

- ・同伴する子どもに対する児童指導員による保育、学習指導等の支援の充実
- ・個人情報の保護、転校手続きなどの就学支援、安全確保についての各市町等教育委員会への周知
- ・貧困の連鎖を断ち切るための子どもへの学習支援や保護者の自立支援施策等との連携

## (2) 多様な主体との連携強化

D Vの特性と児童虐待の特性や、相互に重複して発生する可能性をふまえて、関係機関においては、これまで以上に連携を強化しながら防止対策や被害に対する支援を行う必要があります。

### 具体的な取組

- ① 子どものこころのケアにおける児童相談所との連携 (子ども・福祉部)
  - ・児童相談所との連携による子どものこころのケアの実施
  - ・職員研修等の機会を活用した課題の共有や連携に関する意見交換の実施
- ② 要保護児童対策地域協議会における子どもへの支援の充実(子ども・福祉部)
  - ・要保護児童対策地域協議会における子どもがいるD V家庭の把握、支援の実施
  - ・要保護児童対策地域協議会とD V対策協議会の一体化の促進 《重点取組》
- ③ 母子保健対策との連携（妊娠期からの切れ目のない支援）(子ども・福祉部)
  - ・母子保健コーディネーターに対する情報提供や研修の実施 《重点取組》

＜めざすべき社会像＞

## 6 DVに対して「多様な主体が取り組む」社会

### 【現状と課題】

DVの未然防止や被害者保護、自立等の支援を行っていくうえでは、福祉、人権、警察、司法、医療、教育等の様々な関係機関が密接に連携・協働することが重要となります。また、民間団体等による被害者に対する様々な支援の提供も進んでおり、これらの団体等とも連携・協働し、DVに対して「多様な主体が取り組む」社会をめざします。

#### これまでの主な取組

- ・県、地域DV防止会議を開催し、関係機関によるDV防止ネットワークを構築
- ・市町基本計画を策定に向けた市町への働きかけ

### 【今後の取組】

#### (1) DV防止ネットワークの構築と強化

地域における関係機関の連携を図るためにには、市町行政機関、医療関係者、民生委員・児童委員、警察署、教育機関、裁判所、人権擁護委員、福祉関係機関等で構築されたDV防止ネットワークを通じて、情報を共有し共通認識を持つことが重要です。

市町をまたぐ広域的なDV対応・連携については、配偶者からの暴力防止等連絡会議（県DV防止会議）及び県福祉事務所が所管する県地域DV防止会議において情報提供、意見交換等を行っており、目的、事案に応じて、機能的に各種のネットワークの活用を図ることが重要です。

また、市町に設置している要保護児童対策地域協議会における児童虐待被害とDV被害対策の連携がより一層進むよう、市町への助言等により支援する必要があります。

今後、相談内容の多様化、複合的な課題を抱えた事例への支援の複雑化、幅広い関係法令の改正への対応など、関係機関がDVに対する理解を深め、適切な対応ができるよう、連携・協力体制を一層強化していく必要があります。

#### 具体的な取組

##### ① 広域的なDV対応・連携の促進 (子ども・福祉部)

- ・裁判所等の司法機関や医師会等を含めた関係機関で構成する県DV防止会議などを通じての一層の連携強化
- ・県地域DV防止会議の機能的な活用
- ・DV法律相談実施等における関係機関相互との一層の連携の強化

- ② 要保護児童対策地域協議会における子どもへの支援の充実（再掲）  
(子ども・福祉部)
- ・要保護児童対策地域協議会における子どもがいるDV家庭の把握、支援の実施
  - ・要保護児童対策地域協議会とDV対策協議会の一体化の促進 《重点取組》

## (2) 保護及び自立支援における関係機関との連携強化

被害者の保護、自立支援などを適正に実施していくためには、関係機関が相互に連携を図りながら協力していくことが重要です。

国内では、被害者に対して、個人や民間団体が被害者の立場に立った支援を自主的に行っている事例が数多くあります。本県でもDV被害者支援を行っているNPO団体において、被害者の母子に対する心理回復プログラムの実施や自立に向けた同行支援などが実施されており、また民生委員・児童委員協議会、母子生活支援施設協議会など各種民間団体において、被害者の立場にたった支援を行っています。

今後は、被害者に対する支援として、県の行うべき役割を明確にするとともに、被害者支援策の多様性を確保し、選択の幅を広げるためにも、民間団体等の自主性・自立性に配慮しつつ、民間団体が進めている被害者自助グループの活動などの連携を充実させていく必要があります。

### 具体的な取組

- ① 配偶者暴力相談支援センター等における関係機関との連携強化  
(子ども・福祉部)
- ・配偶者暴力相談支援センターにおける福祉事務所、警察、男女共同参画センター、母子生活支援施設、婦人保護施設、性暴力被害者支援センター、民間団体等との連携強化 《重点取組》
  - ・県福祉事務所における被害者支援に携わる市町実務担当者との連携強化
- ② 民間団体等による保護、自立支援に向けた取組の促進（再掲）
- ・民間団体等との協働による被害者支援の実施

## (3) 市町におけるDV対策の促進支援

DV防止法では、市町村が被害者に最も身近な行政主体として、地域の実情にあわせ、切れ目のない支援を行うことが重要であるとして、法第2条の3第3項において、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護の施策の実施に関する基本計画「市町村基本計画」を定めるよう努めなければならない。」、また、同法第3条第2項において、「市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすよう努めるも

のとする。」と明記され、DV対策を行ううえで市町の役割はますます重要になってきます。

市町においては、保健・福祉の相談現場等において被害者に気づくことが期待されるとともに、支援の過程において様々な手続き（住民票、国民健康保険、保育・学校等）に関わり、細やかに対応することが望されます。特に、住民基本台帳の閲覧制限など、被害者の安全確保に十分配慮し、住民票に記載がなされていない場合にあっても、居住している市町において受けることができる支援などについての情報を関係部署が共有することが重要です。

県として、各種会議等の場において、当該基本計画の策定及び配偶者暴力相談支援センターの設置も含めたDV対策の充実を働きかけるとともに、必要な情報やノウハウの積極的な提供と研修等を実施するなど、市町の取組を支援することが必要です。

#### 具体的な取組

- ① 市町基本計画の策定支援 (子ども・福祉部)
  - ・市町における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施のため、市町基本計画の策定を支援
- ② 市町配偶者暴力相談支援センターの設置促進 (子ども・福祉部)
  - ・女性（婦人）相談員等設置市に対する配偶者暴力相談支援センターの設置促進支援

#### (4) 苦情の適切かつ迅速な処理の推進

被害者支援に携わる関係機関において、被害者から苦情の申出を受けたときは、誠実に苦情を受け止め、適切かつ迅速に処理し、必要に応じ職務の執行の改善に反映するとともに、可能な限り処理結果について申立人に対する説明責任を果たすことが望されます。

また、関係機関において苦情処理制度が設けられている場合には、その制度に即して適切かつ迅速に処理を行うことが必要です。

#### 具体的な取組

- ① 苦情の適切かつ迅速な処理の推進 (子ども・福祉部)
  - ・関係機関における苦情の適切かつ迅速な処理の推進

## V 計画の総合的な推進と進捗の評価

D Vに対応するための県の施策は、複数の部局が担当しており、計画の遂行及び成果を上げるには、各部局の施策の総合的展開が重要です。また、当計画において、市町の取組の促進支援を行うこととしているため、計画策定部局である子ども・福祉部が中心となり、各部局の取組及び市町の取組の進捗状況を把握し、県基本計画の進捗管理を行います。

進捗の評価については、福祉、医療、司法、警察、教育機関等からなる配偶者からの暴力防止等連絡会議（県D V防止会議）において毎年度ごとに行い、「計画→実行→評価→改善（P D C A）」といったプロセスにより、計画を着実に推進し、5年後の改定につなげていきます。

## ◆ DV被害者支援フローチャート

